

平成25年9月定例会 県土整備委員会(付託)
平成25年10月10日(木)
〔委員会の概要 県土整備部関係〕

寺井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の調査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けらることにいたします。

【報告事項】

- 徳島阿波おどり空港臨空用地の貸付について(資料①)

中内県土整備部長

1点御報告を申し上げます。

徳島阿波おどり空港臨空用地の貸付についてでございます。

お手元の資料を御覧ください。

流通施設用地につきましては、昨年12月から申込み順による分譲・貸付けにより申込みを受け付けしておりましたところ、株式会社高橋ふとん店より借受希望の申込みがあり、約1.25ヘクタールの貸付につきまして、去る10月2日に契約を締結いたしました。

工事の着手につきましては、今月下旬に予定しており、来年4月に業務開始予定と聞いております。

本貸付をもちまして、臨空用地全体といたしましては、11.8ヘクタールの内、87.4パーセントにあたる、10.3ヘクタールの用地について、売却又は貸付を終えたこととなります。

今後とも、本県経済の活性化と雇用の拡大に繋がりますよう、引き続き、企業誘致に努めてまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

川端委員

それでは、早速、私から質問いたします。まず鳴門総合運動公園の整備状況についてでございます。この公園は南海トラフ巨大地震の発生時、広域避難場所ということになってございます。その他にも警察等自衛隊の防災時の活動拠点とございますか。そういう予定を

しております。そして、また地域の皆さん方が一時避難ということで、ここにまず集結をして、そして、さらに二次の避難所へ移るという非常に重要な場所でもございます。私もこの鳴門総合運動公園のJ1等への昇格に向けて、これまでも整備を進めておると聞いておりました。スタンドの座席を増やす、そして、また屋根を付けると、そういうことが災害時の避難場所としても使えると大変期待をしております。しかし、こちらのほう、この前も拝見しましたけれども、本当であれば、今年中にほぼ完成のめどが立つと思っておりましたけれども、まず基本部分、基礎の部分ができていると。これから本体部分にかかるということで、大きく遅れているのではないかと思います、この点について、説明をお願いしたいと思っております。

九十九都市計画課長

鳴門陸上競技場のバックスタンドにつきましては、防災減災対策の一環といたしまして平成24年度に整備に着手いたしまして、本年度中に完成する計画でございました。

先の6月議会におきまして岸本委員からも断層の御質問がございまして、ここでちょっと改めて御報告をさせていただきますが、スタンドの工事の発注直前の状況に陸上競技場の付近に位置の不明確な断層が伏在する可能性のあることが分かりました。鳴門の陸上競技場につきましては、多くの人が集まる施設でございまして、災害時の一時避難場所にもなる重要な施設でございます。それで、施設の管理者といたしまして、安全性を確認する必要があるということで、ボーリング調査を行いまして、その結果は地表から、それからボーリングの杭の支持層までの間には断層はございまして、安全性については確認されました。

それからさらに基礎工事に取りかかりましたところ、当初に想定していなかった地中に旧の塩田施設の残骸などがございまして、その除去工事、それから地下水の排除のための矢板締切工事の追加がございました。この追加の調査と追加の工事によりまして、スタンドの工事の完成の予定は、当初、平成26年1月末でございましたものが、平成26年6月上旬となります。それから続きまして、スタンドの上に建設いたします屋根でございまして、屋根につきましては、避難時の雨露をしのぐことができるように整備をするものでございまして、屋根工事につきましては、スタンドができ上がりましたら、その上に足場を組んで、その足場の上で屋根を組み立てるといった工事でございます。そこで、先ほど申し上げたスタンド工事の施工時期がずれ込んだことによりまして、屋根の完成予定は、当初、平成26年2月であったものが、平成27年2月となります。

鳴門運動公園につきましては、先ほど申し上げましたように、災害発生時の広域避難場所と位置づけられておきまして、南海トラフの巨大地震が切迫してくる中、完成を急ぐというのはもちろんのことでございます。ただ、工事の中でどうしても安全性を確認する必要があるございまして、工事の延長もやむを得なかったものでございまして、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

川端委員

ほぼ1年、遅れるという答弁に聞こえました。理由は、今、活断層が我が県の大きな課題の1つにもなって、このボーリング調査等を行ったところ、様々な課題がそこで見つかったということですね。考えてみれば、それは、そのまま工事が進んでおったということよりも、将来そういう大きな課題になるものが、工事直前で調べたら分かったという解釈もできるかと思います。

ぜひ、この活断層に関しても安全性を十分担保してもらいたいと思います。先ほど活断層が伏在しているという答弁がありました。普通、活断層があるというようなことはよく聞くのですけれども、伏在するというのは余り聞いたことがないのですが、これはどういう状況ですか。

九十九都市計画課長

鳴門の陸上競技場の付近には、鳴門南断層という断層が存在します。この断層は、伏在かつ撓曲(とうきょく)と呼ばれます。分厚い地層に覆われて、地中に隠れている、伏在していると。それで位置がはっきりしないという断層でございます。撓曲というのは、たわみ、まがりと書きます。たわみ、まがりのみが地面に現れて、地表面には大きなずれは生じないという断層でございます。それから、先ほど委員がおっしゃられたように、断層といいますと、ずれの面が鉛直面にあるという印象がございますけれども、この鳴門南断層については、断層面が鉛直ではなくて、斜めになっていると、斜めの断層面ということになってございます。

仮に、断層の上のたわみ、まがりの範囲に建築物を建てたとしても、それだけでは直ちに危険というわけではございません。しかし、私どもの持つておる陸上競技場は、多くの県民が集まる施設でございます。それから災害時の避難場所というような、災害時に非常に重要な役割を果たすという施設でございます。それで、施設の管理者といたしまして、その安全性は、十分に確認する必要があるのではないかという判断をいたしました。それで、バックスタンドの地下の部分のほぼ全面にわたりまして、実際に10本のボーリング調査を行いました。それでその結果、ボーリング調査を行ったすべての本数におきまして、地表面、地上から杭の支持層、地表から40から50メートルの所に砂利の杭を支持する層がございますが、この間には断層は確認されず、地震時の安全性というものを確認することができましたので、スタジアムの安全性については、問題がないものでございます。以上でございます。

川端委員

伏在というのは、上に覆土というか、土が覆われているという状況で、ある所の高さから活断層になるということですね。「矢板を打って」という話もありましたけれど、この「矢板を打つ」というのはどういうことなのか。例えば、液状化を起こすとか、そういうことではないのですか。

九十九都市計画課長

矢板につきましては、この鳴門総合運動公園の辺りは、昔の塩田があった所で、そこを埋め立てているものでございます。地下を掘る工事に際しまして、掘るとすぐ地下水が出てきたというような状況に当たりました。それで、かなり地中を掘り下げてする工事がございますので、その締切排水の工事をするために鋼矢板を打ちまして、それで囲って排水をして、ドライにして、下部の工事をするために矢板の工事をしております。以上でございます。

川端委員

これも活断層の調査をする時に、ボーリングをした時に分かったわけですか。当初の予定から矢板で工夫するという事は予定していましたか。

九十九都市計画課長

当初は、これほど地下水が高いということを想定してございませんでしたので、この矢板締切工事は、工事が始まって以降に追加させていただいたものでございます。以上でございます。

川端委員

そのことも後から振り返れば、いろんな課題が新たに分かったという理解もできるのではないかと思います。ぜひ、万全の対策を講じていただきたいと思います。しかし、この進行管理の遅れ、約1年間ぐらいの遅れのように、先ほどから聞こえたわけですが、もっと早くならないものですか。今度の進行管理等をしっかりとやって、少しでも早く完成させてもらいたいと思いますが、その点については、どのようなことですか。

九十九都市計画課長

今回の工事に際しましては、追加の調査、それから追加の工事など現場の状況が刻々と変化するという状況があったわけでございますけれども、先ほど御説明させていただいた工期につきましては、これまで請負人とも綿密に打ち合わせ、協議をさせていただいて、短縮のための工法、工程の見直しをさせていただいたところでございます。それで、今後とも短縮できるところについては短縮をいたしまして、できるだけ早期に完成できるように一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ御理解を願いたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

川端委員

先ほど言いましたように、防災の拠点になるというのがありますが、今、徳島ヴォルティス、非常に好調でありまして、このまま、ぜひJ1の昇格を実現してもらいたいと思っております。多くのファンがこのポカリスエットスタジアムに注目しておりますし、期待しております。こういった防災以外への影響、そしてまた、それに対してどういうふうにするかということは、どのようにお考えですか。

九十九都市計画課長

まず、ちょっと防災面も申し上げさせていただきますと、一時避難場所としての使用についてでございますが、スタンド工事ができ上がれば、まだ屋根がなくて十二分という状況でございませぬけれども、万一災害が発生した場合には避難場所としての使用はできると考えてございます。それから徳島ヴォルティスの使用につきましては、シーズンの開幕時までに陸上競技場で全体は2万席でございますけれども、そのうちバックスタンドの工事を進めてどのようなレイアウトにおきましても全体で1万5,000席は確保いたしまして、J1昇格時にもバックスタンドを暫定的に使用できるようにいたしまして、調整を進めたいと考えてございます。以上でございます。

川端委員

昇格は決まるというか、昇格する時に、ホームスタンドの客席数というのですか、容量が問われるわけですね。それに対しては、対応できるというお答えというふうに、よろしいのですか、はい、分かりました。ぜひ早急に、今後遅れることのないように、しっかりと計画を実行していただきたいと要望して本件については終わりたいと思います。

もう一点は、6月議会で質問いたしました、空き家の除却についてであります。大震災発生時には古い家屋が倒壊して、避難路がそれで塞がれるという課題がありますし、日常でもこういう空き家が大変環境上周辺に悪い影響を及ぼす。また防災上、それから火が出た場合にはそれが広がっていくということもあり得るということで、この古い空き家の除却というのは、しっかりと進めていかなければならない大きな課題だと思います。しかし、前回6月にお尋ねしたら、除却をすれば、その上の平地になった所の固定資産税が上がると。固定資産税が上がったのではその持ち主は除却に同意はしてくれないと。むしろ残しておいたほうが負担が少ないというようなことで進まないのだということがありましたね。それで、国のほうにもそういった除却による価値の上昇といいますか、固定資産税の増には何らか対応してもらいたいという要望もしていると思いますが、まずその状況について、今どのような状況になっているかお尋ねをいたします。

松井住宅課長

空き家の除却に伴う土地の固定資産税につきましてですけれども、川端委員の御紹介がございましたとおり、空き家を除却することによりまして、土地の固定資産税に適用されている住宅用地特例の適用がなくなりまして、固定資産税が増加するということになります。この課題につきまして、今年の5月に国への政策提言の中におきまして、空き家の除却を阻害しないように、土地の固定資産税、都市計画税についての見直しを提言させていただいている状況でございます。一方、報道によりますと、議員立法によりまして、空き家対策措置法案が次の臨時国会に提出されるという動きがございまして、同法案の中において固定資産税の軽減措置が盛り込まれているという報道がなされているという状況でございます。

川端委員

この徳島県発の国への政策提言は、提言をしたところなのだけれども、これがどのようになっているかというのは大体いつごろ分かるわけですか。今回、この固定資産税の件だけでなく、これまで除却と言ったらいわゆる住宅部分、人の住む建物ということで、倉庫なんかは対象になってなかったですよ。ところがあのような災害時は、そういった倉庫が倒れたために避難路が塞がれたということも大きな課題でありまして、的を射た、非常に重要な国への政策提言をしてくれたなと思いますけれども、こういうことがいつごろ目に見えて、できるのかできないのかということが分かるわけですか。

松井住宅課長

この5月の政策提言では3つの提言をさせていただいております。

1つ目は、空き家所有者を把握するために、官公署が持っている情報を使えるという法的な措置。2つ目は、先ほど川端委員のお話にございました、倉庫等の空き建築物についての対象化。3つ目は、先ほど申し上げました固定資産税、都市計画税の改正でございます。中ほどの空き建築物の補助対象化につきましては、平成26年度の国土交通省の概算要求におきまして、一応提言が盛り込まれているということです。これにつきましては、年度末に正規の予算原案ができますので、その中で実際に反映されるかどうかというのが分かると思います。提言の1つ目の所有者の把握と提言の3つ目につきましては報道によりますと、現在議員立法が予定されている空き家の法案の中で措置をされているという報道がなされているという状況でございます。

川端委員

分かりました。この空き家の問題、災害対策全般に非常に重要な課題であります。環境問題も含めて非常に重要な課題であります。現在の状況をもう一度確認したいと思いますけれども、現在の除却の実績がどのぐらいあって、今年度の予定、この平成25年度に各市町村がこのぐらい除却をするという、この数も併せてお聞かせいただきたいと思います。

松井住宅課長

これまでの実績でございます。平成22年度から24年度の3年間にわたりまして、2つの市町が取り組んできておりまして、この3年間で合計33戸の除却が市町の補助を受けて実施されてきております。今年度につきましては、老朽危険空き家除却支援事業を県が創出したことによりまして、実施市町村が5つ増えまして、計7市町でこの事業に取り組んでおります。今年度除却する予定の戸数は、計55戸が、現在予定されているところでございます。

川端委員

これまでに2町、市町で7になる。実際の市町の名称を。

松井住宅課長

昨年度までは徳島市と海陽町が取り組んできたところでございますけれども、今年度より美波町、吉野川市、那賀町、阿波市、牟岐町が新たに取組を始めております。

川端委員

これからもあとの市町村ですね。このことについて理解を示して除却を進めていってほしいと思っております。今後の課題といたしますか、これからどういう課題があるか、この辺りを教えていただけますか。

松井住宅課長

今年度7市町が取り組んでいるところでございますけれども、これからもまだ取組の意向を見せているところもございますし、まだ取り組んでいないところにつきましては、事業の導入、働きを進めていきたいと思っておりますし、空き家全般につきまして市町村と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

川端委員

はい。終わります。

岸本委員

はい。関連しまして鳴門の運動公園についてお尋ねしたいと思っております。6月、前回の議会で私こういう質問をしました。鳴門に関して、「調査で活断層が発見されたら中止にしますか」と。その答弁について、「柔らかい層が50メートルほどある」と。「撓曲という形で下の活断層が動いても、上はなだらかに変形するのではないかと思います」と。「杭の長さが10メートルほど変わりましたので、そこを変更して施行しています」という答えを受けました。それで、「活断層50メートルより下にあるから大丈夫なんですか」と。「杭を長く打って建設するという事で変更ございませんか」という質問をしました。その答えが「鳴門運動公園の50メートル下、今回表示されているイエローゾーンでもない」と。だから「大したことはない」というような答弁でした。なおかつ、「ある程度位置を確認しましたら上の建築物は耐震性があるから大丈夫です」という答弁を6月にいただいております。これ、今回何か変更ありましたか。今、川端委員の地元ですので、非常に気にされているところで、私ももう全く同感なんですけれども、この6月の質問に対して何か変更があったらお答えください。

藤林営繕課長

はい。ただいまの岸本委員の、6月に私が返答したことについて、その後の相違はないかという御質問でございます。今、都市計画課長が回答していただいたとおり、既存で2か所と、今回新しく8か所でボーリング調査をやりました。そのボーリング調査の結果を見まして、杭工事の施工をしております。杭工事でボーリング調査は、先ほど断層の関係

と地層の確認ということで実施したわけですが、そのボーリング調査をして地層の支持層がちょっとずれておったということがありましたので、一部杭工事を10メートル伸ばした所はございますが、先ほど九十九課長が回答していただいたとおり、活断層という状況は判断されませんでした。したがって、杭の長さの変更だけで済んでおりますので、6月の状況でお答えした状況とは変わっておりません。以上です。

岸本委員

それでは工事の工期が伸びたというのはどういうことですか。6月よりまださらに伸びているのでしょうか。そういう答弁だったのではありませんか。

藤林営繕課長

先ほど九十九課長が回答していただいたとおりなのですけれども、工期の件につきましては先ほど申しましたとおり、こういったボーリング調査を8か所施工して、その結果に基づきまして、基礎工事等の再検討もやりまして、その後、議会の後なのですけれども、杭工事とか、先ほども基礎工事に係る矢板工事をやったわけですが、その時点で地下に旧の塩田跡の石積み、それからコンクリート工作物等ございまして、そういった障害があるということと、地下の排水がかなりたくさん出てきたと。これは試掘をしまして、どのぐらい水が流出してくるかということを確認した上で行ったわけなのですけれども、そういったこともございまして工期が延伸したということでございます。以上です。

岸本委員

はい。もうこれで終わりますけれども、その6月の質問の時に私、最後にこう結びました。調査の結果が分かれば、ぜひとも公表してくださいと。今、川端委員が聞かなかつたら公表されてないのではありませんか。委員会で、その会その会で終わつたらもう完結ですか。このことに対して公表してくださいと。委員会までね。例えば8月に分かりましたということだったら個別でもいいのかも分かりません。しかし、個別でも説明なかつたものですから、この委員会のこの場でそういう説明がなされるなら、まず事前委員会ででもこういう結果に終わりましたという報告があつてもしかりと思うのですよね。委員会をどのように考えておるか、それを答弁してほしい。公表してくれと言つたことに対してどういうふうに思っているのか。

藤林営繕課長

ボーリング調査の結果、活断層があれば、公表したいというふうな形での話ではなかつたかと思いますが、活断層の位置とか状況というものが明確に分かつたわけではございませんでしたので、公表できなかつたということでございます。委員会を軽視した、そういったことではございませんので、御理解願いたいと思います。

岸本委員

活断層じゃなくて、工期のほうだから報告義務はないということであるなら、それはそれでもうこれ以上、言ってもいた仕方ないと思いますので。関連することであるなら、ぜひとも各委員から言ったことに対しては回答といいますか、結果が分かれば御連絡してほしいなと思います。この件は、以上で終わります。

とんだ時間をとりましたので、質問を続けたいと思います。まず、本会議でも私、質問させていただいたのですが、建物の建築物の消費税についての今の現行の制度というのですか。それをちょっと教えていただけますか。

松井住宅課長

消費税率の引上げにつきましては、昨年8月22日に公布されました法律により措置されまして、来年4月から8パーセント、平成27年10月から10パーセントに段階的に上げられることになっております。この法律の中で経過措置がございまして、住宅取得における消費税率は原則として住宅の引渡し時点の税率が適用されます。したがって、来年の3月31日までに引渡しとなる場合には現行5パーセントが適用されまして、4月1日以降になると8パーセントが適用となりますが、経過措置としまして9月30日までに請負契約を結んだものにつきましては、引渡しが来年の4月1日以降となっても引上げ前の税率が適用されるという措置になっております。

岸本委員

4月1日以降引渡しになると8パーセントと、例えば、今日注文して出来上がりが5月になったら8パーセントということの理解でいいのかなと思います。ただし、9月末までに注文すれば、5月になっても8月になっても5パーセントという理解かと思います。消費税が決定したのが10月1日なのですね。それで、10月1日に決定して、10月1日に注文して完成が4月以降になると8パーセントになって、9月中までだったら5パーセントですと。駆け込みしようにも、決定のほうの後になって救済といいますか、期間が9月30日になっておるということに対しては、問題ないのかという質問でございます。家については直接9月にかなりな駆け込みがあったということですから、消費者の方は十分そのことを理解していたのか、しかし、まだ10月1日に安倍首相がどうするというので、決まっていなかった時に9月末までに駆け込むことができたのかどうか、その辺の問題点についてどういう認識でおりますか。

松井住宅課長

消費税率の引上げにつきましては、昨年の8月の法律において、措置をされておりました、その附則の中で経済状況等を勘案して、その施行の停止、要は、引上げての停止を含め、主要な措置を講ずると。それを勘案して判断されたのがこの10月1日でございます。その駆け込み措置について、認知されていないのじゃないかということでございますが、公的な調査機関が調査したものはございませんけれども、某ハウスメーカーですが、5月末に実施した消費税に関するアンケート調査によりますと、3年以内に新築住宅の購入の

意向のある人をこの消費税の適用のスケジュールの認知度につきましては、72.4パーセントであるという調査結果が出ているところでございます。

また、この消費税の引上げにつきましては、昨年8月の法律成立以降、新聞やテレビなど、マスメディアが取り上げて報じられているところでございますし、ハウスメーカーなどの関係の業者につきましては、当然ながら消費税の引上げについて、計画書を含めて説明しているものと考えられます。

また、国もこの消費税の引上げが行われた場合に実施することとしております。住宅ローン減税の拡充と住まい給付金制度の周知のために、全域的な説明会を実施しております。当該説明会において消費税の引上げスケジュール及び経過措置について、説明が盛り込まれているところでございます。当該説明会につきましては、県内でも事業所向けの説明会が5回、消費者向け説明会が1回開催され、県としましても、当該説明会の開催について、関係団体に案内するでありますとか、これらの制度のリーフレットを市町村に配布するなど、消費税の軽減に伴う住宅への対策の周知を行ったところでございます。

岸本委員

よく分からないのですけれども、9月にハウスメーカーの皆さんは、今契約してもらわないと消費税が8パーセントになりますよという営業トークをしたのですかね。その時に消費者の方はいや、まだ決まってないではないかという、素人に考えたらそういうふうにするのですけれど、その辺に対して10月、まあ9月30日としてみてください。9月30日、今日中に決めてもらわなくては困るのですという営業トークを多分されたのかと思いますが、私が消費者でしたら、いや、まだ決まってないのに、明日じゃないのと。明日になったら8パーセントになりますよと。こういうようなトークが行われてしまうような結果になっていますよね。それに対して県として、十分周知徹底されているので、何ら問題ないという認識で言っているのか、対処する国に対して、何か物申していかないといけないとか、その辺、問題ないという理解なのかについてはどうでしょうか。

松井住宅課長

消費税の引上げにつきましては、先ほど岸本委員からも御質問があったように9月に住宅の注文が増えているという状況もでございますので、一定程度消費者の方にも消費税の引上げに関するスケジュールについては、ある程度認知されているものと認識をしております。国に対してでございますけれども、法律で措置されたことでございますし、またその政府としての判断で、10月1日に適用するという判断がなされたこともございますので、それに沿って取り組んでいくというのが現状かと思っております。

岸本委員

分かりました。例えば消費税が、あれは何年だったのですかね。3パーセントに消費税を導入された時、それから3パーセントが5パーセントに上がった時のその救済期間というのか、その時もおそらくは6か月前だったのでしょけれども、その決定してから数か月は

6か月前かまだあったのか、なかったのか、その当時はどうでしたか。

松井住宅課長

前回消費税が3パーセントから5パーセントに引き上げられましたのは、平成9年でございますけれども、この時も半年前の経過措置が設けられております。消費税が創立されたのが平成元年でございますけれども、この時は法律が成立しました昭和63年12月29日以前の請負契約について、経過措置が導入されているということになります。

岸本委員

すみません。決定してからまだ経過措置の期間が残っておったのか。今回と同じように決定したより以前に終わってしまっていたのか。それはどうですか。

松井住宅課長

3パーセントから5パーセントへの引き上げがあったのは、平成6年12月2日の改正消費税法の公布によりまして決まっております。したがって、平成6年12月段階で引き上げが決まっております。平成8年9月30日が経過措置の期限。その半年後の平成9年4月1日に、5パーセントに引き上げることになっております。

岸本委員

そうしたら、今回とはちょっと違うパターンだったと。十分告知する期間もあったという理解だと思います。ここまで進んできていますので、十分住民の皆さん、消費者の皆さん、県民の皆さんの声を聞いていただいて、どういった声はどう上がっていくかということに対して耳を傾けていただきたいなと思います。

それではちょっと関連しまして、例えば、これから家を新築するというのではなくて改装したり、耐震もそうですけれども、ちょっとした工事ないしは、ちょっとしたセカンドハウスのような、工期がそんなにかからないと、今から注文しても建設技術者の人数にもよると思いますが、3月末までにできそうだった工事に対する対応について。こういった場合も建築確認書というのが県のほうに上がってくると思うのですが、姉齒事件以来、非常に厳しい構造計算があったり、日数がかかると聞いておりますが、どれぐらいの日数がかかっておるのでしょいかね。

松田建築指導室長

ただいま、岸本委員から建築確認申請の日数につきまして、御質問をいただいております。委員お話の中にありましたように、徳島県で進めております木造住宅の耐震改修等とセカンドハウス等によりまして、若干手続きが違ってまいります。一般的に木造住宅の耐震改修あるいはリフォーム等につきましては、ほとんどの場合、建築確認申請の手続きは必要ございません。ただ、その耐震改修の中で、例えば10平方メートル程度の増築を伴うだとか、セカンドハウスの新築をしますと。例えば規模が小さい物であってもセカンドハ

ウス等の新築をいたしますというような場合につきましては、確認申請が要ることになるかと思えます。

確認申請の手続きでございますけれども、今委員のお話の中にもございましたように、平成17年に発覚をいたしました構造計算書偽装事件を契機といたしまして、平成19年に審査のための指針が国によって作られてございまして、審査内容の厳格化、それから審査の手続きの明確化が図られております。

本県では、こうした変更に伴い、どうしても申請者の方々に対しまして、事務的な負担が増えるわけですが、そうした負担をできるだけ減らすように、これまで確認申請書の受付に先立って、内容の審査を行うなど、迅速な審査に努めてきたところでございます。これまでのところで昨年度の実績で申しますと、木造住宅2階建て程度の確認申請につきましては、事前審査の受付から最終確認済書の交付まで、おおむね16.8日の日数を要しております。ただ、この中には土曜日、日曜日の役所が休みの日、それから申請者の補正のための期間などもすべて含んで16.8日という実績となっております。

岸本委員

分かりました。2週間ちょっとという日数がかかるということですので、あと半年たてば消費税が上がるということで、それに気が付いて駆け込む方がいらっしゃると思うのですよね。そうした時に、できる限り行政として速やかに対処していただきたいということで、日数が1日でも短くなるよう、ないしは順番もあるのでしょうけれども、当然、来年8月や9月の引渡しになるという方、それとはまた別に、年内にできるという方に対しての配慮であったり、そういった対応をとっていただきたいなど。これは要望させていただきます。

それではまたちょっと変わりました、本会議で私、質問を予定しておったのですが、質問できませんでした。松茂阿波おどり空港へローコストキャリア、いわゆるLCCが松山はもう6月から飛んでいると。高松は今年の12月から高松成田、ともに成田ですけど、飛ぶということを聞いていますけれども、徳島もぜひとも観光であったり、家族でどうこうというよりビジネス目的というのですか。企業の皆さんからそういった要望を聞くものですから。できれば阿波おどり空港からもLCCを、何とか関東ないしは関西のほうにも飛ばせないかなということなのですけども、これについてはいかがですか。

秋川交通戦略課長

ローコストキャリアについての御質問でございますが、LCCと申しまして、格安航空会社と言われております。このLCCにつきましては、インターネット等による航空券の直売、機内サービスや手荷物の有料化、さらに座席の増設によります輸送単価の低減、駐機時間、空港での駐機時間の短縮による稼働率の向上などによりまして、サービスの簡素化や運航の効率化によって、低価格運賃を提供するというところで、これまで航空機を使わなかった人々まで裾野を広げ、利用者を拡大しているところでございます。

しかしながら、一方で国土交通省の統計によりますと、LCCは従来の航空会社と比べ

まして、遅延率や欠航率の割合が高いという課題がございます。これはどういうことかと言いますと、まず連続して飛ぶことによって単価を下げているので、だんだん遅れが累積していくという課題とか、あと、限られた機材で飛んでおりますので、万が一、欠航になった時に、JALとかANAとは違いまして、代替機の用意ができないという課題が挙がってきております。

一方、そうした中、徳島阿波おどり空港につきましては、御存知のとおり、東京線なのですけれども、今月27日から1日11便と、過去最大の便数を更新します。全日空が4便から5便に、日本航空については、従来の6便、計11便ということで、非常にビジネス客にとりましても利用しやすいダイヤが実現する運びとなったところでございます。また、運賃に関しましても、早割という制度がJALとかANAにはございますが、東京線の最安料金につきましては、55日前とか60日前という縛りはございますけれども、8,000円台ということで、他の3空港に比べまして、約1,000円安い価格設定をさせていただいております。こうしたことから、まずは私どもといたしましては、利便性が高くなりました徳島阿波おどり空港の更なる利用促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。LCCの導入につきましては、先ほど申し上げました遅延や欠航への対応、既存路線における運航の動向などを見極めながら可能性を探ってまいりたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

ぜひ可能性を探ってください。いろいろ遅れたり課題があるようですが、課題はあっても、松山であったり高松は、飛ばしていこうということですから、徳島県が乗り遅れないようにと願うばかりです。それから一番安いので8,000円だと言いますが、これは2か月も前から取らないといけない便ですから。現実的に我々が2か月前から取ると言ったらよっぽどの行事になりますのでね。橋の料金を騒いではおりますが、空の料金も併せてぜひ検討いただきたいと。それもやっぱり満席でないとなかなか採算がとれない便のように聞き及んでいますけれども、その辺の対応を検討いただいて、ぜひとも四国の他県に乗り遅れないように導入していただきたいなという要望で、これは終わっておきます。

それでは、余り時間もないのですけれど、3つ目。JRの問題。JRで北海道で軌道がちょっとずれて修理していなかったとか、橋が耐震性がないとかいった問題がいろいろ、新聞紙上、テレビをにぎわしてございましたけれども、まずこのJRと県の関係といったらどうなのでしょう。JR四国で株式会社ですから、全く関係ないのですよというのか、県とJRとの関係について御説明いただけますか。

秋川交通戦略課長

JRと県との関係ということでございますが、私どもといたしましては、公共交通機関の一翼を担う重要なレール業者であるということございまして、常に連絡を取り合いながら、協力できることはするということのスタンスをとっております。例えば、私どもといたしましては、やはり公共交通機関といいますのは、お客様に乗ってもらって幾らとい

うことでございますので、利用促進について、いろいろな方策、対応についてアイデアを出して、お互いに連絡を取りながら、例えば、マスコミの方に取り上げていただくとか、こういう楽しいツアーであれば、お客さんに乗っていただけるよねというようなことを打ち合わせしております。その1つの例といたしましては、この7月に徳島・阿南間を走らせたジャズ列車ということで、ジャズを聞きながら列車で楽しむという新しい使い方もありますよねということも1つです。この度、すだちくんが、ゆるキャラグランプリに出ておりますけれども、阿南駅におきまして、学生さんがたくさん出入りする駅でございますので、そこですだちくんが高校生に名刺を配ってPRしてくださいねということをした上で、さらに徳島駅でキャンペーンをします。これは渋滞緩和につながるということで、すだちくんを特急に乗せまして、徳島駅まで移動させるということで県民の皆様方に、「ああ、すだちくんも乗ったんだ。JRってそういう使い方もできるんだ」というような提案をするなど、連携を取りながら進めていくということでございます。以上です。

岸本委員

JRさんのほうにも県として話をしていけるということの理解をさせていただきます。その上で今回のJR四国の調査ですね。徳島県についての橋梁の耐震化、軌道の老朽化についての調査結果はどのようになっておるのでしょうか。

秋川交通戦略課長

委員、御指摘の件につきましては、9月28日に新聞に載りました、いわゆるJR四国におけます鉄道橋の保守管理についての問題のことを、おっしゃっているのではないかと思います。元へ戻りますけれども、私ども徳島県といたしましては、鉄道輸送は公共交通網の一翼を担う通勤通学を始めとした日常生活に欠くことのできない交通手段であるという認識の基に、県民が安全で安心して利用していただける輸送をしっかりと確保することが大変重要なことであるということを考えておりまして、鉄道輸送の役割を担っているJR四国に対しまして、これまでも機会あるごとに災害や事故などの対応の強化について要望をしてきたところであります。去る9月13日、新聞に載ります前なのですけれども、高速化や利便性の向上に加えまして、こうした地震や台風など災害に備えた万全な対策を講じてくださいという要望をしたところでございます。

そうした中、9月28日にJR四国が管理する鉄道橋の昨年度の定期検査状況を会計検査院が調べたところ、補修の必要性が見つかりながら放置しており、近く速やかな補修に向けて具体案の策定を求めるといような新聞記事が載ったところでございます。土曜日であったのですけれども、私どもといたしましては、即座にJR四国に連絡を取りまして、実情の確認等について、対応したところでございます。

その内容について、今回問題となりましたのは、列車の正常運行の確保を脅かす、または、そのおそれがある変状があるものというのがランクAということです。これ以外に、B、C、Sとあるのですけれども、ランクAの中がさらに、AA、A1、A2と3つに分かれております。AAというのは、緊急に措置が必要なもの、A1というのが、早急に措

置が必要なもの、A2というのが、変状の度合いを見極めながら措置する箇所というランクでございまして、JR四国管内におきましてはAAという、緊急な措置が必要な箇所はないという報告を受けております。

A1, 早急に措置が必要という箇所につきましては、新聞にもありましたとおり、県内にはございません。A2につきましては、29か所という報告を受けております。そうした中でA2なのですけれども、これは、基本的に2年に1回、全般検査ということで全部見ていくと。そうした中で、Aのランクに入ったものについては、個別検査を行って、その変化の度合いを確認していておりますという報告の中で、これは対処しなくてもいいというものと、これはちょっと変化が進みつつあるから対処しないといけないというものに区分けをして対処していくということなので、決して放っておいたということではないという報告を受けました。

それを受けまして、私どもといたしましては、9月13日にも要望したのですけれども、適宜適切な検査と、必要な修繕工事の着手、早め早めの対応について、さらに9月28日にお願いしたところであります。その後、9月30日にJR四国社長の記者会見がございました。その中で、JR社長といたしましては、放置しておらず、定期検査をしており、安全性が保たれている、今よりも修繕のスピードアップをしていきたいという答弁をいただいておりますので、引き続き、連携を取りながら進めていきたいと考えております。以上です。

岸本委員

線路の老朽化はどうか。聞かれていますか。短めでいいですよ。

秋川交通戦略課長

線路の老朽化についても、しかりでございまして、常に保守管理をしているということを確認しております。

岸本委員

ぜひ安全確保に努めていただきたいと思います。その安全確保を努めるということと、鉄道高架に対しての影響というのは、今のところ、どんなふうを考えていますか。老朽化のほうを対策するのに資金が回ってこないとか、そんなことは全然ないのでしょうか。

九十九都市計画課長

徳島市内で進めております鉄道高架事業の区間につきましては、Aランクの橋梁はございませんので、その辺の影響はないと考えてございます。以上でございます。

岸本委員

あと余り時間がないようですので、私の今回の本会議の質問の答弁をいただいた対応について、もう少し詳しくお聞きしたいなと思います。

まず、南環状線、環状道路、西環状線についてでございますが、南環状道路の国府から鮎喰のほうにかかる橋の完成は、いつなのでしょう。

新居高規格道路課長

今、岸本委員から鮎喰川にかかる橋梁、仮称でございますが、鮎喰新橋と呼ばれてございます。全長が約480メートルということで、非常に長い橋でございます。それで、現状でございますが、一部橋脚について施工してございます。それで、用地取得が完了しておりません。鮎喰川の左岸側のほうなのですけれども、一番左岸側ということで、その橋脚が未施工ということでございます。これについてはなぜかと言いますと、用地取得が完了していないということでございますが、民地がございまして、地図が混乱していると。その修正に時間を要しているということでございます。いつできるのかという御質問でございますが、我々も非常に関心をもって国にもいろいろ協議してございますけれども、やはり用地にめどがついてからということで明確な時期は示していただけないような状況でございます。

岸本委員

まだまだ南環状線は土地もできていない所もたくさんあるのですけれども、鮎喰川、国府町から上八万ですかね。名東になるのですかね。あちらの鮎喰川のほうに橋ができれば西から来た人は、南に行くのに、かなり利用しやすいと思うのですけれども。ですから、優先順位をぜひとも上げていただいて、今南環状をずっと鮎喰川のほうにきても、そこからまた一宮、入田のほうに上って上の橋を渡らないといけないということですので、道路の効果というのですか、効果をぜひ勘案していただいて優先順位を上げていただいたほうが良いのじゃないかなと思いますので、御検討いただきたいなと思います。

それから西環状線について、御答弁をいただきました。今後地域の実情に合ったローカルルールを導入を図って、何とか早期にやりたいという思いだったのでしようけれども、ローカルルールということについて、御説明いただいたらと思います。

神野道路整備課長

お答えいたします。西環状線につきましては、平成13年度に都市計画決定されるとともに平成14年度から道路改築事業として事業採択されております。それ以降、国におきまして、地域高規格道路の構造用件の見直しでありますとか、道路構造令につきましても昨年度末ですかね、道路構造令の県の条例化など設計条件の変更が生じてきております。これらにつきましては、地域独自の道路整備が可能となる、ローカルルールの導入でありますとか、公共事業の実施に当たってのさらなるコスト縮減が求められていることから、見直しがされたものでございます。これらローカルルールの具体的な例といたしましては、地域高規格道路の構造用件の主な見直しといたしまして、例えば、設計速度が80キロのものをおおむね時速60キロ以上にするとか、道路の交差方法について、これまで立体交差が原則であった所を、サービス速度が確保できる場合には、平面交差も可能であるといったよ

うなことがございます。

さらに道路構造令の県の条例化によりまして、本県におきましては、歩道における植樹帯の廃止とか、歩道の横断勾配の変更といったことが可能となっております。現在、用地取得を進めております区間、これに続く区間の新たな事業の着手に当たりましては、こういった基準の適用の可能性を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

ぜひともこちらも南環状同様、西環状線も早く藍住につなげていただきたいという思いでございます。創意工夫をして何とかまずはつなげると。立派なものではなくてもまずはつなげるということで進めていただきたいと要望をしておきます。

それでは余り時間もないので、これも要望になるかも分かりませんが、会派の藤田議員が河川の立木というのですか、それから土砂の堆積のことについて、質問をされていました。私も2年前ですかね、鮎喰川ということで鮎喰川とは限定していませんけれども、土砂の質問をさせていただきましてところ、利用を変更してでもということ、まずは海部川からというお答えをいただいていたのですけれども、これに対して、今回、西の川のほうをやりましたということになっているのですが、海部川のほうはどのようになっているのですか。

森河川振興課長

河川の土砂、樹木の繁茂についての御質問でございます。2年前で、岸本委員から本会議におきまして、河川砂利の撤去についての御質問をいただきまして、その中で河川砂利採取の用途規制の緩和について、県のほうでいろいろ検討していくというような御回答もさせていただいたところでございます。それを受けまして、昨年4月に河川砂利採取に關します用途規制の緩和を行うとともに、昨年9月におきまして、技術的な指針についても改正をさせていただきまして、具体的な砂利の採取の緩和を行っているところです。

具体的に、砂利の採取の緩和の内容でございますけれども、従前につきましては、県内のコンクリート用骨材についてのみ使用が可ということございましたけれども、そのコンクリート骨材以外のものについても使用が可というような方針に緩和したところでございます。これについて昨年度におきまして、これまでも砂利採取の実績がございました海部川をまずモデルとして先行的に検討していきたいというところで御答弁させていただいたところでございます。現在の海部川の砂利採取についての状況でございますけれども、要綱改正あるいは技術指針の改定以降、関係機関、具体には地元の町でありますとか、建設業者の方々、民間事業者、あるいは砂利採取組合の方々といろいろ意見交換をさせていただきまして、具体的にコンクリート用骨材以外のものについての使用について探っているところでございまして、今現在、具体の方向、計画というものはございませんけれども、引き続き、その辺、コンクリート用骨材以外の使用について、需要を確認し、対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

寺井委員長

岸本委員，まとめていただけますか。

岸本委員

最後，要望で終わらせていただきます。そんなことはないと思うのですが，海部川のもののは利用しづらい，利用しやすい所からやるということで，例えば，危険度とそれから利用しやすいといった所と色々な考えがあると思うのですけれども，ぜひとも本当に危険な所に対して対処をしていっていただきたいなど。優先順位という部分で十分にお考えいただいているとは思いますが，各所同じような箇所がございますので，何とか対応していっていただきたいなど要望して終わります。

重清委員

先ほどの消費税で今，建築物はよく分かったのですけれど，普通の公共事業はどうなっていくのか。9月末までに契約していて来年度も延びたやつはいけるのか。それと今からの公共事業で3月31日で終わらなかったやつを，どういう契約の仕方なのか，国も予算付けはどうするのか，県も予算付けをどうするのか，ここらちょっと分からないので教えていただけますか。

戸根建設管理課長

公共工事についての消費税の問題でございますけれども，先ほど住宅課長から御答弁申し上げたものとほぼ同じでございます。平成26年4月1日以降に完成受渡しが行われるものにつきましては，新税率の8パーセントが適用されることとなります。ただ，これには経過措置ということで，9月30日までに契約を完了している分につきましては，旧税率の5パーセントということでございます。委員のお話にありましたような，10月以降に契約したもので，3月に完成見込みのものが，結果的に4月以降に完成受渡しが行われるものにつきましては，元々4月以降に完成するものと同様に，すべての契約に対しまして，8パーセントの税率が適用されるということでございます。以上でございます。

重清委員

でも，これ材料は12月に入れているのですよ。それでも税も5パーセントから8パーセントという計算でいくのですか。そういうやり方ですか。今国が示しているのは。だから人件費も一緒に，工事が9割方が3月31日までに終わっておると。残ったと。ちょっと繰り越したと。これもどっちでいくのかと。後ろのほうでいくのですか，全部。8パーセントで。これちょっとおかしいことではないか。それかきちっとそういうのも決まっておるかどうか。

戸根建設管理課長

現在，国のほうから示されております内容によりますと，工事の進捗状況あるいはその

支払いの状況いかに関わらず、10月1日以降に契約したものが、4月以降に完成受渡しされるものにつきましては、全体の工事費に対しまして、8パーセントの新税率が適用されるということになってございます。ただ、9月30日以前に契約されたもので、4月1日以降に完成受渡しが行われるものにつきましても、10月1日以降に増額等の契約がなされた場合には、その増額された部分にのみ新税率が適用されまして、それ以外のものにつきましては、旧税率の5パーセントが適用されるということになってございます。以上でございます。

重清委員

今の、完成受渡しということは、もしも検査で遅れて県が完成受渡しをしなかったら、4月1日になったら、消費税率は全部8パーセントという、こういう話ですか。

戸根建設管理課長

そういうことになってございます。4月以降に竣工して受渡しをされるものにつきましては新税率の8パーセントが適用されるということになっております。

重清委員

ちょっと分かりにくいんだけど。材料については、いくら12月に入れようが、明日入れようが、今5パーセントですよ。それで計算して、完成が4月以降だったら8パーセントに全部化けると。そういうやり方ですね。そうしたら予算はどうするのですか、遅れたら。今県はどれぐらいの繰越を見ておるか。ほれに対して全部8パーセント。5パーセントから全部8パーセントという話でしょ。それは国も見てくれるのですよね。そこらどうなのですか。

戸根建設管理課長

3月に完成見込みのものが、結果的に4月以降に完成引渡しされる、いわゆる繰越工事のようなものがございますけれども、現時点では繰越工事がどの程度になるかということは申し上げることはできませんけれども、現時点ではできるだけ年度内に完成させられるものについては、完成させていくということで進めているところでございます。

ただもう一点。元請契約が9月以前にされて、4月1日以降に受渡しされるもの、つまり、元々の発注が5パーセントで契約されているものにおきまして、10月1日以降に契約が行われるような材料とか、下請工場とかがあろうかと思っておりますけれども、そういったものにつきましては、後で確定申告をされる時に還付請求をすることが可能となっております。以上でございます。

重清委員

逆に安いから入れているのに、まだもう一回還付請求。分かりにくい。今だったら5パーセントで入れるのですよ。だけど3月31日過ぎて、工事は延びたからもう8パーセント

になるというお話でしょ。人件費も大方使っているでしょ。これらも全部8パーセントでやりますっていうのでしょ。予算も8パーセントで組まないといけないのでしょ。けれども全部の事業は、これでもう遅れたやつは、すべて8パーセントで計算していくと。普通であれば、ここまでの工程内のうちでどれぐらいやって、それを割合で出すのかなと思うのだけれど、そうじゃなくて、もう一律8パーセントで出すという消費税の計算の仕方で良いのですか。分からないのだけれど。それをちょっと教えて。

戸根建設管理課長

繰り返しになりますが、10月1日以降に契約したもので、5パーセントで契約されたものでありましても、最終的には4月1日以降の完了受渡しを行うものにつきましては、8パーセントの税率が適用されることとなりますので、その差額の3パーセント分につきましては、増額変更が必要になってまいります。以上でございます。

重清委員

だから、それは3月31日以降に3パーセントの増額予算を全部組むということですね。県土整備も農林も公共事業に対しては、遅れたやつは3パーセント上乗せして出すと。これも国もそうだけれども負担割合があったら、国もそれだけ分を予算を組んでくれるという話ですね。ではないのか。

戸根建設管理課長

仮にやむを得ない理由で遅れるようなことがあって、4月以降になるようなことがございましたら、差額の3パーセントの予算が必要になるということでございます。以上でございます。

原県土整備部副部長

事業につきまして、工事費につきましては、先ほど戸根課長から御説明したとおりでございますが、予算につきましては、議会で御承認いただいた当初予算補正予算を含めまして、その予算の範囲の中で工事は執行してまいりたいと考えてございます。ですから、繰越によりまして工事費が増額するというのも当然起こり得ることでございますので、私どもとしましたら、そういう繰越、増工がないように、ぜひともしっかりと進行管理をして、工期内に納められるようにしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。以上でございます。

重清委員

ということは、今からやる仕事は、業者は今のうち仕事やって、工期内でできない分、今から1月、2月で出る分をとったら良いということですね。払わなくていいんですよ。8パーセントだけれど、今5パーセントで全部入れているのだから。そうでしょ。違うのですか。これでいいのでしょ。

原県土整備部副部長

工事につきまして、10月1日以降の積算につきましては、消費税8パーセントということで計算をして工事費計上しますので、御理解いただきたいと思います。

戸根建設管理課長

3月までで終わる予定のものについては、従前どおり5パーセントの契約となります。現時点で既に、今後契約するもので当初契約から4月以降完成引渡しのものについては、8パーセントで契約する必要があるということでございます。繰り返しになりますけれども、3月末工期で契約したものが、結果的に4月以降に完成引渡しはずれ込んでしまうというようなことに仮になった場合には、差額の3パーセント部分については、増額変更が必要になるということでございます。

寺井委員長

原副部長、訂正しなくていいのですか。

原県土整備部副部長

ちょっと言葉足らずでございましたので、申し上げます。10月1日以降の契約工事につきましては、工期が最初から3月を超える場合には、8パーセントで計上して工費積算するというところでございますので。10月1日だから8パーセントということではなくて、工期的にも3月を超えることが分かっているものについては、8パーセントで計上させていただくということでございます。

重清委員

今のは大体3月31日で工事を終わらなさい。工期はそうではないのですか。もうはっきり分かっているのは少ないんでしょ。やっぱり現実問題の話として。今から出るのでも大体が3月31日工期で出すのだけれど、それだったら5パーセントで出すんでしょ。この中で全部が全部3月31日で終わらないのだから、この部分がたくさん出ているのだから、この部分はどうかという話を聞いているのですよ。

これだったら、今からのものは、大体3月31日までは、5パーセントで予算を組みますということが良いんでしょ。それで言っていたように、でも遅れたやつ、1月、2月に工事に出すやつは、絶対遅れるのは分かっているけれど、それは5パーセントでしょ。一応工期は31日で組むのだから。そこら、もう遅れるのは分かっているからと言って、工期は3月31日としておきながら延ばすのですか。そこは8パーセントですか。どういう方向でいくのかちょっと教えていただきたい。

寺井委員長

小休します。(11時51分)

寺井委員長

再開します。(11時57分)

もうお昼が来ているので、理事者側、答弁がまとまっていませんが、昼食の間に答弁をまとめて1時から答弁をしていただければありがたいと思いますので。それで重清委員、良いですね。

重清委員

はい。

寺井委員長

午食のため休憩をいたします。(11時57分)

寺井委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

先ほどの理事者の答弁からお願いをいたします。

戸根建設管理課長

先ほどの午前中の消費税の件に引き続いてお答えさせていただきます。10月1日以降に契約したもので、4月1日以降に完成引渡しを行うものについては、新税率ということでございまして、その間に下請あるいは資材の購入等で契約がなされた場合、それが年度内に終わる場合、あるいは、年度内で資材を購入される場合は、5パーセントで元請から下請に支払われることとなりますが、最終的にその工事の受渡しが4月1日以降になる場合は、全体の工事費に8パーセントの新税率がかかってまいります。

トータルで考えますと、元請企業は下請企業若しくは資材業者に仮に5パーセントの税率で支払いをしておいた場合、元請企業は4月1日以降の引渡しになった場合には8パーセントの税率になるわけですが、その分を仕入額として支払った分の税額は控除をして消費税として収めるようになりますので、トータルとしては全体の8パーセントの税率で同じ額になるということでございます。

重清委員

理解できたような。ちょっと分からない。それで今からだったら前渡金でこれからの事業は5パーセントでいくと。それで最終的に3月までに終わらなかつたら、金額は8パーセント、4月1日以降は8パーセントというので、どこかプラスマイナスが出てくると思うけれど。損するのは県なのかどこなのかというのが、最終的に出てくると思うのですが、こんなにかかっていないのに8パーセントとられる、国がもうけるということは、どこかが損するのか、得するのかと思うのですが。分かりませんが、もう終わります。

児島委員

それでは、何点かお聞きをいたしたいと思います。まずはじめなのですが、今日の新聞にも載っておったわけですが、自治体の施設の耐震化ということで、全体が82.2パーセントということで、本県の施設等も心配をしておったわけですが。これも中身はいろいろあるかと思うのですが、これは危機管理課のほうが特定の施設関係の担当でございますので、それはおきまして、まず、1点目は、ちょうど住宅のほうも出てきておりますので、以前にも聞いておった議員さんもおいでするわけですが、県営住宅の現在の耐震化というのは、どのようにどこまで進んでおるのか、まず、これをお聞きをいたしたいと思います。

松井住宅課長

県営住宅は、ただいま、県内に229棟ございます。そのうち、平成24年度末時点で耐震性がないものが19棟ございます。したがって、耐震性のないものの率としましては、約1割弱ということになり、耐震化率は91.7パーセントといった状況でございます。

児島委員

あとのできていない所は、原因は、いろいろあると思うのですが、県営住宅でございます。今、率にしたら91.7パーセントまで進んでいるということでございますので、まだできていない所については、早急にかかっていただきたいと思います。

今日は県土整備部関係でございますので、津波対策耐震化ということで。学校とか施設的なものとは違って、耐震化のほう、土木関係の分で河川の堤防でありますとか、いろいろな場所があるわけですが、県土木としては、そういった河川の堤防でありますとか、また、もちろん海のほうもそうでございますけれども、こういった耐震体制について全体でどのぐらいの状況になっておるのか。そしてまた、今後どういう形でそういった、特に海からの津波の堤防というのは、抱えておる関係がたくさんあると思うのですけれども、この状況について、お聞かせをいただきたいと思います。

森河川振興課長

ただいま、県土木施設、主に海岸施設あるいは河川施設における耐震化について、御質問いただきました。県の土木施設、特に、海岸あるいは河川の堤防につきましては、地震におきまして、1つは、地震動自身で壊れる可能性があるということ。それと、もう一点は、地震におきまして、津波が発生しまして津波によって被災を受けると。2点の検討すべき事項がございます。そのうち、津波の関係につきましては、去る3月29日に南海トラフ巨大地震の影響を受ける地域としては初めて、設計津波、いわゆるL1津波につきまして、公表させていただいたところでございます。

一方、質問のございました地震動につきましては、現在県内の海岸につきまして、耐震の調査を行っているという状況でございます。また、河川につきましても、河口部分の津波に影響のある区間におきまして、主な河川の耐震点検を行っているという状況でございます。

今後の取組ということでございますけれども、去る6月議会におきまして、補正予算で海岸保全施設基本計画の策定等々に係る調査費をお認めいただいております。その予算をもちまして、予算成立後でございますけれども、海岸保全施設あるいは河口の河川施設に対します今後の整備の取組というものを策定中でございます。その中で、今後どういう取組を行っていくかということを検討してまいりたいと考えてございます。主な、基本的な考え方でございますけれども、海岸保全施設につきましては、L1津波、設計津波に対してすべてを守りきるというのではなくて、まずは、段階的な整備ということで避難時間の確保を、高さが不足している河口の所に対しまして、かさ上げであるとか、耐震の対策をとっていきたいと考えてございます。以上でございます。

児島委員

お願いしておかないといけないことを、後半の件で言っていただいたわけでありまして。海岸線を多大に控えております本県にとりましては、東北の地震ではございませんけれども、やはり津波というのが一番心配をいたしておるところであります。そんな中で、やはり堤防をかさ上げするというのも、まさしく限りがあるわけでありまして、後半に説明をしていただいた、やはり一番津波が来て困る堤防等については、今調査中でありましてけれども、十分調査をしていただいて、その危ない所から特に早急に津波対策の工事にもかかっていたいただきたいと要望をいたしておきたいと思っております。

それでは、今日次々入りますのですが、2点目は道路のことについて、お聞きをいたしたいと思っております。横断道の県南、徳島から南の部分については、また後日、お聞きをいたしたいと思っておりますが、今日お聞きをいたしたいのは、いよいよ阿南道路については、この11月2日に現場も見せていただいたわけでございますが、1.7キロメートル区間が開通をするということであります。これもやはり、今日お聞きをいたしたいのは、その最終残った部分が、まだ1.2キロメートル未開通の部分があるわけでありまして、この状況は、今どのような形になっておるのか。せつかくこの1.7キロメートルができて、つなぐ部分の最終の1.2キロメートルというのが、聞くところによりますと、まだ実施設計の状況だということでございますので、この点について、状況と着工の時期等について、まずはお聞きをいたしたいと思っております。

新居高規格道路課長

ただいま、委員から阿南道路につきまして、御質問をいただいております。阿南道路につきましては、先ほど委員お話のとおり、来る11月2日に阿南市の津乃峰町西分から橘町大浦までの1.7キロメートルが部分開通いたします。それで、全体の計画延長18.4キロメートルでございますが、そのうち17.2キロメートルまで、93パーセントになりますが、供用されることとなります。残った橘町大浦から、同じく橘町青木までの1.2キロメートルの区間についてのお尋ねでございますが、当区間につきましては、平成23年度に事業再評価の手続きがございまして、その場でコスト縮減を念頭に、事業計画が一部変更されたところでございます。それで、変更された事業計画でもって事業が継続されるということで

ございます。今後、この新たな計画によりまして、事業が進められていくと聞いております。以上でございます。

児島委員

今お聞きをいたしたのですが、やはり冒頭申しましたように、せっかく時間がかかったわけでありましたが、いよいよ2日に1.7キロメートルができて、あと残り1.2キロメートルということでございますが、やはりこれができてからこそ、阿南における渋滞とか、55号のいろんな課題が解消できるわけでございますので、早急に事業計画の見直し等をするように、また御協力をお願いいたしておきたいと思っております。

それと、これに関連してなのですが、この阿南道路も4車線化ができていない部分もございまして、特に前委員会でも申し上げましたように、桑野川の両側、那賀川から桑野川の両大橋の周辺2.1キロメートルは4車線化ができておりませんので、渋滞とか。そしてまた、辰巳工業団地に出ていますいろんな業者さんにつきましても、いざという津波とかそういう場合には、一番逃げる最大の道になっておりますのが、この道路でありますので。この4車線化について、やっと動き出したわけでございますが、これの完成の日程状況等について、お聞きをいたしておきたいと思っております。

新居高規格道路課長

阿南道路の那賀川大橋付近の4車線化についての御質問でございます。現在この那賀川大橋につきましては、平成5年に東四国国体がございまして、今は辰巳工業団地、かなり企業が進出してございますが、当時は、まだ原野が広がっておりまして、馬場馬術の会場になっておりました。この国体に間に合わせるために、この区間は、暫定2車線ということで供用されました。それで、昨年度からこの阿南市那賀川町から同じく阿南市西路見町までの暫定2車線で供用された区間、約2.1キロメートルございますけれども、これの4車線化工事に国が着手しておるような状況でございます。

現在、補正予算等を取り込みまして、那賀川町の中島高架橋の上部工の製作でありますとか、橋台橋脚の補強工事、それから対岸の原ヶ崎高架橋の同じく橋梁の工事を実施しておるような状況でございます。お尋ねの完成の時期についてでございますが、8月ごろから順次、地元の説明会が開かれたと聞いております。その中でおおむね10年程度で完成させたいと国から説明があったようでございます。この区間、那賀川大橋を始め、かなり大きな構造物が続いておりますので、多額の経費がかかります。そこで、補正予算等を確保していただきまして、一応10年というのが示されておるのですけれども、1日も早く4車線工事、全線完成するように国に働きかけていきたいと思っております。以上です。

児島委員

今お聞きしまして、やはり思った以上に、開通までに4車線化には日数がかかるようでございますが、冒頭に申しましたように、やはりここにつきましては、非常に混雑もしておりますし、そしてまた、冒頭申しましたように、辰巳工業団地に県南はもとよりでござ

いますけれど、いろんな産業界が進出をいたしております。その土地は低いものですからいざ津波等の状況の中では、すぐにそういった高台に逃げなければならない、まさしく命の道でありますので、この点につきましては、もちろん我々も国へも要望しますのですけれども、やはり1日でも早い開通を目指して県としても取り組んでいただきますように、よろしく願いをいたしておきたいと思えます。

それと、これもその関連ではないのですが、いよいよ四国、本四架橋の分で本四連絡道路の通行料金の件について、確認なり願いをいたしておきたいと思えます。これも新聞に報道されておりましたように、2012年2月11日に料金については、一般国道の道路と同水準に引き下げて全国共通の通行料金ということで県関係も同意をしたということですが、やはりこの点で一番これから心配されるのは、新料金になっても割引制度が土日祝日等になくなれば、現行より高くなる可能性があるということが、今徳島県側にしましても心配をしておるところでございますが、この状況について、県としても国へ向けてどのような形でそういった陳情等を維持を含めてやっていくのか、その方向付けについて、お聞かせをいただきたいと思えます。

東村道路政策課長

本四高速道路への全国共通料金導入についての状況でございますが、平成23年度末に国と地方との間で平成26年度から全国共通料金を目指すという合意を受けまして、国では国土幹線道路部会を設置いたしまして、その中で高速道路の今後の料金制度のあり方等が検討されてきております。今年の6月25日には、部会から国土交通大臣に中間答申がされておまして、この答申におきまして、高速道路の料金制度につきましては、全国の高速道路普通区間と大都市近郊区間、さらに海峡部等特別区間の大きく3つに区分するシンプルな料金水準が示されております。現在、NEXCOの普通区間に比べまして、約10から16倍という非常に高く設定されております本四高速道路の海峡部につきましても、他の区間と大きな料金差とならない水準とするとされているところでございます。

一方、高速道路の料金の割引につきましては、この答申の中でも本四高速について、現行の割引を縮小するとされておりまして、地域間格差が残ることが懸念される内容となっております。また、現在、一部国費を投入して実施されております全国の高速道路の割引制度につきましても、国費が今年度で終了することから、この中間答申においても、割引制度を見直す方向が示されておりまして、来年度以降、割引が縮小される懸念がございます。このような状況の中で、先般国土交通省からは、来年度概算要求が発表されましたけれども、料金の割引については、効果が高く、重複のない料金割引となるよう見直しを行いつつ、必要な措置を要求するとされておりまして、このように事項要求ということで割引の財源は示されておりません。このことから、先般9月26日には知事が全国知事会を代表いたしまして、現行の割引水準の維持をして、地域間格差のない利用しやすいものとする事と、さらにそのために必要な財源措置を講ずることとする内容の緊急提言を実施したところでございます。現在、国土交通省において、この中間答申を踏まえまして具体的な制度設計の作業を行っておりますことから、引き続きまして、国の動きを注視するとと

もに、関係府県等との連携を図りながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

児島委員

県側も知事を筆頭に、今、御説明をいただいたように国へ向けて運動していただいているわけでありまして。我々、議会の議員連盟もこの議会が終わりますと、国のほうへまた陳情に行く予定でございます。そんな関係もあります。やはり、県側としてもこの問題は、せっきく通常の料金が新料金で下がったとしても、我が県にとっては、現行のような土日祝日のこの削減がなければ、観光とかいろんな形で非常に厳しい状況になるわけでありましてから、これも再度、県側も知事筆頭に国に向けて、御陳情のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて何点かお聞きしようと思ったのですが、ちょうど請願で2つ出させていただいております県南部健康運動公園の件と、一般県道大京原今津浦和田津線、自衛隊前の道路の件について、関連してお聞きをいたしておきたいと思っております。

まず、県南部健康運動公園について。残っております陸上競技場、また野球場について陳情を出させていただいておりますが、これも時間がかかっておりますし、県の財政も厳しい中で大変な状況にあることは、十分承知をいたしております。しかし、今回東京オリンピックが7年後に東京で開催されるということが決まりました。そんな中で本県においても、そういったあらゆるスポーツ関係者の皆さん方を、合宿でありますとかいろんな形で本県へ誘致をして、経済を高めるといったような、そんな方針を県としても出されているわけでありまして。そんな関係でやはり、県としても、非常に財政が厳しい中でございますので、当初から言われておりますように、鳴門競技場のよう、やはりサッカーであれば、今度J1に上がっていただいたら大変ありがたいのですが、大塚のサッカーがあるわけでもありますし、そしてまた、今言いましたように、オリンピックの合宿に来ていただくためには、やはりそういった運動施設とサッカー場も、それから陸上競技場も大事なわけでございます。早急にそういうものを進めていただきたいということで、やはり冒頭申し上げておりますように、やっぱり厳しい県の財政の中でございますので、これに該当する本県にあります大塚さんとか、チームを持たれております方々に、呼びかけをしていただいて、そういった点に御協力をいただいて、早急にこの機会に南部運動公園も残っております、陸上競技場、そして、サッカー場について、県としてどのような形で進めていただけるのか、この点をお聞きをいたしておきたいと思っております。

九十九都市計画課長

南部健康運動公園の陸上競技場の整備についてでございます。南部健康運動公園につきましては、昨年12月に残っていたものも含めまして、テニスコートの全面供用をいたしまして、それで、現在は、災害に備えて防災機能の強化を図るということを先行させておりまして、警察とか自衛隊とかの広域応援部隊の活動拠点となっておりますので、その車両の進入ルートともなる園路の整備を行っているところでございます。この整備が終わりま

したら、残る陸上競技場などの整備について、検討してまいりたいと考えてございます。委員から財政の厳しい折、早期に着手できるよう、もっと創意工夫ということで、地元企業からの支援の活用について、御提案をいただきましたので、陸上競技場の整備に際しましては、その財源確保に向け、いろいろと検討を行ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

児島委員

ぜひとも財政厳しい折でございますが、冒頭申しましたように、こういったチャンスを十分生かしていただいて。大塚さんが所在します鳴門にある県の陸上競技場とかサッカー場というのは、利用状況とかいろんなことを考えますと、やはりそのサブグラウンド的な意味でも必要でございますので、そういった今回の東京オリンピックの開催に合わせて、企業も確かに協力していただけるだろうと思っておりますので、積極的にまたそちらのほうも新しい実現の仕方というのを十分考えていただいて即座に行動を起こしていただきたいことをお願いをいたしておきたいと思う次第であります。

それから最後になるわけでございますが、これも再三出ておるわけですが、陸上自衛隊前の県道についてであります。これも厳しい財政状況の中で、ずっと継続継続になってきておるわけであります。しかし、私はもう言うまでもなく、今陸上自衛隊が位置しておる所は、南海トラフ地震といいますか、地震が来ますと水没する位置にもございますし、せっかくの一番活躍しないといけない陸上自衛隊が、前の道が水没で出られないなんて最悪のことを考えたら、やはり早急に、前の県道というのは、かさ上げも含めて自衛隊の緊急時に出られるような道路の拡張というのをしていただかないと、本当に地元だけでなくして、南海地震トラフの津波の時には、これもう全県に影響が出るような形になりますので、その点について、今後どのように考えておられるのか、この点を確認して終わりたいと思います。

神野道路整備課長

御質問でございます。6月にも御提案いただいたところでございます。陸上自衛隊前の道路のかさ上げも含めた整備を行うべきではないかという御質問でございます。同じようなお答えでございますけれども、大規模な災害時の救援救護など、陸上自衛隊に活動していただくことは、大変重要でございます。

一方、昨年、本県が御公表いたしました津波浸水想定は、津波から命を守る津波避難計画の策定に資する最大クラスの津波を想定したものであるということで、これを上回る道路のかさ上げ等につきましては、非常に多大な費用と、非常に長い時間がかかるということで、また沿道利用とか国道55号との接続等に影響を及ぼすことから、なかなか難しいのかなと考えておるところでございます。

つきましては、いざ発災の時に、できるだけ早く啓開等が進むように、関係機関等で協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

児島委員

6月の議会の質問の時からひとつも答弁が変わっていないわけですが、やはり実際、陸上自衛隊の基地のほうも心配をしておりますし、周辺地域の方も心配をしておるわけでありまして。その後、陸上自衛隊とか市道とも絡むわけでありましてけれども、市のほうへそういった前向きな動きと申しますか、そういうことをしていただいたかどうか、それを確認しておきたいと思っております。

神野道路整備課長

前向きかどうかという話かと思っておりますが、陸上自衛隊の隊長さん等とは、いろんな場面でお話する機会もございます。そういった中で、このような提案もいただいております。ただ、やはり先ほども言いましたように、それを全部かさ上げするという話になりますと、本当にその道路だけの問題ではなくて、例えば3メートルも道路を上げるとなると、その沿線の利用というのがなかなかできなくなる、一般の利用というのがなかなか難しくなるということで、なかなか難しいのかなというようなお話をさせていただいたところはございます。以上です。

児島委員

あのね、それはもう分かるのですよ。それは難しい、難しいというのは分かるのですけれども、やはり再三言うように、これはもう、いざとなったら他県もそうでしたけれども、陸上自衛隊がすぐに出ていかなければならないという、1つの大きな課題を持っておるわけでありましてから、やはり前の道路にしる、もっと逆なほうから国道に近いほうにしる、やはり陸上自衛隊のほうが出られるような連携を取りながら、早急にかかっていたかかないと、これは、もういざ津波が来て、自衛隊が浸かって出ていけないというようなことだったら大変なことになりますよ。そこらもう一回、十分私も地元の自衛隊にもまた言いますけれども、国への陳情なりでも何でも結構です。早急にかかっていたかかないと、これはもう県民の命に関わることですから。ですから、ここらは十分に、これまた早急にかかっていたかかないとお願いをいたしておきたいと思っておりますので、これは部長からでもだれでもいいです。前向きな御答弁いただいて終わります。

小林道路局長

現実問題とすると、先ほど課長が答弁したとおり非常に時間もお金もかかるという話は事実としてあると思っておりますけれども、今委員が御指摘のとおり、自衛隊と今後も引き続き協議しながら、どういう対策を考えていけるのかというのを一緒に考えていきたいと思っております。

岩丸委員

私からは少々というか、大分ローカルな話になってくるのでありますけれども、主要地方道神山鮎喰線、この改良等々について何点か御質問させていただききたいと思っております。

まずは、養瀬トンネルを中心とする養瀬バイパス。これにつきましては、本当に一番神山鮎喰線でも厳しい大変な工事というか、区間で行っていただきました。これについてはもう完成して、今本当に安全で安心な通行が確保できたと。それから広野の小学校また神山東中学校近隣の広野工区についても完成したということで、この点については、県また東部県土整備局の皆様にご心より御礼を申し上げます。そして、現在、その広野工区のちょっと下手で、これが最後の神山鮎喰線で対向ができない区間ということで、南馬喰草工区が着々と進行中でございます。それから、入田小学校の前の区間、これについてもほぼ改良工事ができておるといっていいところですが、確か春日校区と言っていたと思うのですが、あと少し残っておるといっていいところですが、しかしながら、ほぼめども付いているのかなということでございますけれども、1日も早い完成というのを地元の方も含めて利用者も待ち望んでおります。ちょっとその現状と今後の予定等についてお聞かせいただけたらと思います。

神野道路整備課長

神山鮎喰線南馬喰草の現状と今後の予定ということになると思います。この箇所は、特に最後に神山町側で残った一番隘路になっておる所でございます。平成22年度から事業を進めておまして、今ちょうど谷川の擁壁、H鋼を建てまして、それをアンカーで留めていくというような工法でございますけれども、それを鋭意進めておるところでございます。事業も着々と進んでおまして、順調にいけば、予算的には平成26年度ぐらいで大体片が付くのかなかろうかと思っておるところでございます。こんな状況でございます。引き続き早期完成を目指して努力してまいります。

春日につきましては、あとは用地が、前に小学校がございます。それと、お店が1件ございますけれども、その用地が残っておる状況でございます。これも用地のほうは少し難渋しておったのですけれども、最近になって非常に前に進捗いたしまして、順調に進んでおるところでございます。以上でございます。

岩丸委員

ほぼめどが立ったということで、今後とも順調に工事が進みますように、よろしく御尽力をお願いしたいと思います。その中で、これは、今通れておる区間なのですけれども、実はつい先日も、県土神山主要地方道神山鮎喰線整備改良促進期成同盟会というのがございまして、その同盟会の中で特に皆さんが取り上げて議題になったのが、例の13番札所の大日寺から一宮小学校の間。これは岸本委員もよく御存知だろうと思うのですけれども。ここが今センターラインがあって、普通車同士ですと、まあ何とかなるのですけれども、大型車同士の対向ということになりますと、非常に厳しい。幅員も狭いし、路肩も相当狭いし、当然歩道もないしということでございます。特にこれからのお遍路さんの季節でありますとか、気候が良くなって土日ということになりますと、あれから奥にゴルフ場も3か所あります。また神山町にも、このごろ、大分人の出入りも多いということで、ちょうど一宮小学校の出た所の交差点が5叉路というのですかね、なっていて、あそこで信

号待ちがちょっと長いものですから、大日寺辺りまでずっと続くというようなこともよく発生しております。

そしてまた、これはいつだったか台風の時も、あそこは相当冠水もするというので、その同盟会の中でも、何とかこれにバイパスができないものかというような話が出ておりまして、本当に強い要望というか。何年か前に、大方20年ぐらい前は、その計画も本当に現実味を帯びて動きかけてはあったというようなこともお聞きしましたがけれども、今は全くそういうことはない。そういう計画は載っていないということなのですけれども、ぜひこれをやっていただけないかなという話も出ておりました。これについて、県、特に、そして言い忘れましたけれども、この小学校、またそのちょっと下手に中学校もあるわけですね。そういうことで通学路にもなっておるといようなこともあって、非常に危険度も高いということで、去年のああいった事故も含めて、多分危険な通学路としてリストアップされているのではないかとも思うのですけれど。そういったことについて県としてのお考えはどうでしょうか。

神野道路整備課長

お答えいたします。神山鮎喰線、神山町と徳島市を結びまして、地域の日常生活とか経済生活を支えるとともに、御質問にございました四国霊場へのアクセス道路となるなど、観光振興にとっても大変重要な路線でございます。先ほどお話に出ました南馬喰草それから入田小学校付近の春日地区等について、工事を鋭意進めておるところでございます。御質問の大日寺付近から県道鬼籠野国府線と交差点までの区間、おおむね6.5メートルということで2車線確保されており、一宮小学校の通学路ともなっておりますが、歩道がないような状況でございます。このことから、昨年度実施した通学路における緊急合同点検に基づきまして、船戸橋の南側西詰めにおきまして、昨年度、転落防止柵を設置し、安全対策を行ってきたところでございます。一宮地区の2次改築につきましては、延長が約1キロメートルと長いということ、それから、人家も連続した状況にありますことから、主要地方道神山鮎喰線の整備状況でございますとか、徳島市内の道路整備状況等を勘案しながら、今後整備のあり方につきまして、検討する必要があるとこのように考えておるところでございます。以上でございます。

岩丸委員

ぜひお願いしたいと思うのですけれども、多分そちらのほうの先ほど御説明した中で、話し合ったメンバー含めて、この一宮校区と申しますか、一宮バイパスについて、新規校区としての事業採択をお願いしたいというような、これから要望事項が上がってこようかと思うのですけれども、そういったことについての展望というか、可能性というか、それはどうでしょうか。

神野道路整備課長

展望というところまでなかなかお答えできないのですが、まずは先ほど言いました神山

鮎喰線とか徳島市内の周辺事業箇所の促進完了, それから整備手法とか, 例えばバイパスであるとか, 現拓であるとか区間割をするとか, コスト縮減の工夫でありますとか, 早期効果発現のための工夫とか, そういったものをして上で御要望いただいて, それをいろいろ検討していったってどんどん熟度を上げていくという形になっていくのかなと思います。

岩丸委員

分かりました。何とかできるように, 我々もともに地道に頑張っていきたいなと思っております。そんな中で, 先ほど, この神山鮎喰線ということでいろいろ考えておりました時に, 岸本委員からございましたので。僧都地区と私たちは言っているのですけれども, 例の鮎喰川を渡ってトンネルを行くいわゆる西環状から南環状へ行く僧都辺りの扇形が非常に奥へ切り込んでいっているのが, 今度の環状道路との取り合いということで。あそこは多分インターとお聞きしているのですけれども, その関係で, その扇形も非常に緩やかな鮎喰川に沿った所へ新たな神山鮎喰線のあれができるのではないかなということもお聞きしておまして, これのめどということまでとっていたら, 先ほど, 岸本委員から御質問があって, 用地等との関係で, なかなか, めどがどうなるか, いつごろできるか云々は, ちょっと難しいという話でございました。

いずれにしても, ぜひ我々も協力をしたいと思っておりますので, 今後ともその僧都関係, それから西環状, 南環状のほうも進めていただけたらなと思います。といいますのも, なかなか向こうへ向いて通ってないという影響もあろうかと思うのですけれど, 石井から新童学寺トンネル通って, 神山町の行者野橋を通って, 小松島とか上八万のほうへ抜ける車が朝でも相当多いのですよね。そうしたら行者野橋がやっぱり非常に狭い橋でもございますので, あそこで大渋滞が起こったりもしておると。そういうようなこともありまして, あの環状が早いとこ抜けるようになりますと, あそこの渋滞も緩和されるのかなとも思っておるわけでございますので, ぜひ, そちらのほうも進めていただきたい。いよいよ遅れるので, 先に行者野橋をしようかというのであれば, またそれはそれで非常にありがたいのでありますけれども, これも非常に難しいのかなと思っております。そういうことも含めて, 神山町内というのは, 国道と県道, 国道は佐那河内から川へ向けての438というのが縦断をしておると。そして, 美郷から那賀町のほうへ抜ける193号ですかね, あれが横断をしておると。それからまた, 県道も7本ぐらい通っておると思います。先ほどから話をいたしておきます神山鮎喰線というのも, 主要地方道でございますけれども, 私の家の前は石井神山線, これは県道20号だったと思うのですけれども, これが通っております。その県道20号についてなのですけれども, ちょうど昨日, 危機管理部の審議の中で, 徳島県地域防災計画というのを取り上げさせていただいて, そして, その中の一般災害対策編というのですかね, それで土砂災害等予防対策という分がありまして, その冒頭で土砂災害の危険地域の実態調査を行い, 危険な箇所における必要な災害防止策を実施するというような書き出しで, まずはスタートしておまして, 急傾斜地予防対策という項目がありました。この急傾斜地予防対策というのは, 民家が何戸かあって, その裏山が非常に危険だということに対するいろんな対策をとということらしいのですが, これは道路に

についても一緒にないかなと考えての質問であります。その中で危険度の高い崖ということで、次のような項目が8つほどありました。一番危険度が高いということで、クラックのある崖であったりとか、オーバーハングしている崖であるとか、浮き石の多い崖というのがあるわけなのでありますけれども、ちょうど私の家からその石井神山線を通って。これは家の我々の地区の幹線道路、もうそれ1本しかないわけですけれども、4キロメートルぐらい奥に役場があって、3キロメートルほど奥に小学校、それで2キロメートル少々奥に中学校と、通学路にも当然なっているわけです。その中で、ちょうど1キロメートルぐらい私の所から行った所にオーバーハングしている所があります。何年か前は、ちょうどその間にオーバーハングが2か所あったのですけれども、1か所はもう対処していただいて、もうそれはなくなっております。そのオーバーハングした所からちょっと奥は、もう山自体がガザガザになっているような状況で、大分口がはってきているぞと、浮き石もたくさんあるぞというようなことを、地元の山を歩く人とかから話もよく聞くわけでありまして、早急な調査とか対応が必要でないかなとも思うのですけれども、県のお考えを聞かせていただいたらと思います。

久保予防保全担当室長

神山町内の落石対策についての御質問でございます。まず本県の落石対策の状況ですけれども、本県は圏域8割ほどの急峻な山地地形でございます。さらに地質が脆弱でございますので、落石、山腹崩壊等、危険箇所が多い状態でございます。これに対処するために平成8年度と9年度に道路防災総点検を実施しております。またさらに、平成18年に195号で死亡事故等がございましたので、緊急点検も併せて行っております。その結果、平成8年、9年、18年の結果によりまして、対策を要する場所、県内で約1,700か所ほど抽出してございます。この中で落石等の危険な箇所について、計画的に防災対策を進めておる状況でございます。今の進捗ですと、1,700か所のうち、まだ230か所ほどしか対策できておりません。お話の石井神山線についてでございますけれども、現在、神山町の阿野から神領間ですね、昨年度から引き続いて落石対策箇所の整備を行っております。委員お話の箇所につきましても、今後は現地を早期に確認いたしまして、落石の浮き石等の状態を確認いたしまして、その整備手法とか優先順位等について検討してまいりたいと考えております。

岩村委員

ぜひお願いしたいと思います。場所については、また地図もお渡ししますし、調査に行くぞということでしたら一緒について行っても。いつも散歩コースでございますので、今日もその下を通してこっちのほうへ来ているということで。ぜひしっかりチェックしていただいて早急な対策をお願いしておきたいと思います。

庄野委員

私のほうからは、先日の台風18号で私の住んでいる地域、勝占町、西須賀町、方上町で

は非常に水かさが増しまして、道路の冠水等々、非常に被害がありました。その時の対応等々について、少しお伺いしたいと思います。

ちょうど5月16日、これは私どもの地域の敬老会でした。ちょうど午前6時に警報が出ておれば、敬老会は中止にするという取決めがございまして、ちょうど朝の6時は警報が出ておりました。7時には注意報になっておったと思うのですが、そういう関係で、敬老会が中止になったので、来る予定だった方々に、お土産といたしますか、当日配布すべきものを家のほうに届けるという役目がありましたので、私も地域を回っておりますと、喜右衛門開という所、ここは、JRと県道に挟まれた地域でございますけれども、車が入れないような状況でございまして、私も膝上まで浸かってお届けしたのですが、もうとても家から出られるような状況ではなくて、地域の方々は皆家の前に出て、家の中に、庭の中に稲わらが入らないような作業をしていたような状況もございました。それで、そことは別に、県道の210号線。ここは勝占町のローソンとか徳島銀行とかがありまして、動物園のほうに向かう道、方上に向かう道でございます。ここは低地でございまして、雨が降る度、台風の度に浸かっている所でございます。ここが本当に非常に厳しい被害が出まして、ちょっと写真も道路の担当の方に見てもらったのですが、浸水してちょうど稲刈りの時期であって、刈り取った稲がもう道路中にずっと家の中まで入ってきてしましまして。それで県のほうで危ないということで通行止めの看板を設置されたようではありますが、その看板にいわば電話等々も書いてないし。その方は仕事にも行けなかったということで、私の所にちょっと来てくれて、手紙をくれたのです。ちょっと読んでみます。「議会中忙しいと思いますが、この度の台風18号で水と稲のわらで県道210号線の通行止めで仕事に行けずやむなく休みました。方上町高坂の町内会、高齢者の方々が県道に出てわらを除いていただいて車が通れるようになりました、道路維持に電話するも、休みのためかだれも出ませんでした。業者に委託しているようですが、通行止めの看板に連絡先等の表示、道路パトロールの実施を県職員の方々が台風の後やっていただいて生活通路の復旧を願い出たいと思います。」

結果的に地域の方々がボランティアでショベルカーを出して、そして、後、人海戦術でわらをとりのけてようやく道が通れるようになったということでございまして、これはやっぱりきちんと県が通行止めの看板をしているのであれば、これだけの被害が出ておるといのは見て分かっているはずですから、どうしてきちんと対応が早期にとれなかったのか。私も写真見たり、現場見たり、またこの方々から聞いて、これは非常に長時間通行止めしていますから。正確に申し上げられないのですが、その写真を見たら、多分16日の午前から17日の昼過ぎまで通行止めだったのだらうなと思いますけれども。その間、その道路の担当をされておる業者の方はもちろん、県の方々も見回る必要は私はあると思うのですが、対処が非常に遅れて。水が引いているのに道路を通れなくて、地元の業者の方もおるのですが、わらを一生懸命地域の方々がボランティアでパワーショベルを持ってきて、道路をずっとわらをのけて、ようやく通れるようになったという。それで県のほうはその積んだわらを後日回収に来たと。

だから、早期に復旧させようという非常に重要な時期に、対処ができていなかったとい

うことに対して、私はあれだけ大きな台風がいろんな所で出ておりました。それで、ましてやこの地域は、道路冠水被害が出る常習の所でございましたので、もっと早期に対応ができておったら、通行がもっと早くかなったのじゃないかなと思いますけれども、地域の方々は車ででも一歩も道に出られないと。そういうことがなぜできなかったのかということが私は不思議でかなわないのですけれど、そういう事実関係と今後の方針みたいなものについて、お伺いしたいと思います。

久保予防保全担当室長

先日の台風18号における通行止めの件の御質問でございます。9月15日の17時から9月16日の19時25分まで、県道大谷西須賀線方上町で1キロメートルほど通行止めとなっております。異常気象時の通行止めの措置とか、解除時の道路の掃除とか、簡易な土砂の取り除き等の作業につきましては、路線や地区ごとに地元の業者さんと覚え書きを締結しておりました。それに基づいて県と業者さんのほうで協働して作業を行っているところでございます。この前の台風の時には、東部県土整備局徳島庁舎においては、災害待機体制をとっておりまして、通行規制やもろもろの情報収集等の作業を行ってきたところでございます。

ただ、委員お話のように、ちょっと地元の方との連絡の行き違い等もあったり、迅速な対応ができなかったということで、今後は県と業者間の連絡体制をさらに確認強化するとともに、先ほど委員お話のありましたように、通行止めの看板等につきましては、連絡先をちゃんと明示いたしまして、地元の方々の情報が迅速に収集できて、それに対して県のほうが迅速に対応できるような体制をとっていきたいと考えております。

庄野委員

9月15日の17時から9月16日の19時25分ですか。この写真は日付がずれているのかな。それは15日から16日ということで間違いはないですね。写真が1日ずれているのかもしれない。いずれにしても9月15日の17時から9月16日の19時25分まで通行止めであったということで、地域の方々は本当に困ったと思います。ましてやどこに連絡していいのか、道路維持の方に電話したらしいのですけれども、休みのために出なかったということで、この時は少なくとも台風が来ておって、多分対策本部も設置をされておったと思います。それでまた職員もあれほどの台風の時になんていうことはないでしょうね、土木事務所に。ですから、どこかに電話をかけたらだれかが取るはずなのですけれども、そこらがうまくできなかったということをお聞きしていますので。通行止めをしておいたら必ず緊急連絡先はここですよ。もし通常の電話番号じゃなかったら、県庁の対策本部といいますか、そこらのことを地域の方々に連絡できるぐらいの。緊急時ですから、そういう対策をもうちょっと親身になってやっておいていただきたいなと思います。

そうしないと本当に万が一、人身事故等々が無くて良かったのですけれども、本当に大雨の時なんか、そういう作業をしておって、溝に落ち込んだりする場合だって想定されずし、やっぱりちゃんと何かがあったらここに、ということは、最低限やっておかないと

いけないなと思いますので、あえて申し上げました。その点はどうか。

神野道路整備課長

委員御指摘のとおりだと思います。それで、当日私も出ておりましたが、当然、その第2非常体制ということで、県庁の我々の課でも5人体制ぐらいはおったはずですし、それから事務所についても、もっとたくさんの人数がおったはずでございます。まず一番は、その看板に連絡先を書いていなかったこと。それと、どういう形で行き違いが生じたのか知らないけれど、連絡がなかったということは大変問題だと思います。それと、受持ちの業者さんとの連携も、うまいこといっていなかったという分もありますので、そこら辺、十分見直しをしてしっかりできるように対処したいと思います。

庄野委員

本当、地域の方々の命と安全がかかっておると思います。そこらの連絡方法とか、情報の収集の仕方とか、徹底していただきたいと思います。

それと、抜本的な対策なのですけれども、実は、そこの方上町のよく浸水する地域は、水田も随分作っておりまして、今回もその稲わらがいっぱい道に覆いかぶさったわけなのです。実は湛水防除事業ということで、農林のほうの事業で大谷前排水といいまして、ポンプ場がマルナカの横にあります。そこまでポンプで引っ張ってきて湛水防除を行うということで、結果的にその水位を下げると。その地域の水位を下げるということで1つは方策があるのですけれども、今ちょうど大谷前排水の所のポンプ場近くから浚渫をさせていただいて、もっと早く引けるような形で工事はさせていただいているのですけれども、それでもまだ、なかなかあれほどの広大な地域の水を処理するには難しいのかなど。やっぱり多量に降った時には難しいのかなどと思いますけれども、それと同時に、それはそれとして進めていただいて、もっと抜本的な方法として、あの地域のいわば浸水対策を何とか改善する方法はないのですかね。多々羅川の拡幅改修はやっておるのですけれども、抜本的に県道の浸水を防ぐということは、県土のほうとして、県道を浸からせないために何かやろうとしているような例とか、検討されたことはないのでしょうか。

森河川振興課長

今、庄野委員から具体的な地名としまして、喜右衛門開と県道大谷西須賀線、その周辺の浸水対策について、抜本的な対策はどうかという御質問でございました。先ほど委員からございましたけれども、県におきましては、近傍の河川事業に対しまして、多々羅川の河川改修をやってございます。この多々羅川の河川改修につきましては、園瀬川に流れ込みます大谷川という河川がございまして、その支川にあります多々羅川につきまして、上流約1.5キロの間について、今整備をしているという所でございます。現在は、重点区間320メートルを設定しまして、その区間を重点的に整備している状況でございます。

一方で、質問にございました喜右衛門開あるいは県道大谷西須賀線の流域につきましては、今、県が整備しております多々羅川とは違う流域でございまして、現在、県として、

その流域の中に管理しておる河川はない状況でございます。先ほどお話ございましたとおり、その流域につきましては、県の農林水産部におきまして、湛水防除事業というのをやっていたいておりまして、現在は下流に向けた浚渫作業を行っていただいております。この流域の抜本的な対策につきましては、先日の本会議におきまして、大西委員からの御質問に対しまして、農林水産部長がお答えさせていただいたところがございますけれども、県土整備部といたしましても、農林水産部に協力して、どんな対策があるかということについて、議論してまいりたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

農林水産部のほうで、大谷前排水のポンプ場の浚渫等々も、地域の皆さん方が力を合わせて要望して事業実施、ポンプの増設等々につながったと思いますけれども、今現在の降る雨の量に対して引けるだけのというと、やっぱりなかなか難しいのかなという気がしております。河川はなくても道路をかさ上げしたり。先ほど道路のかさ上げの話も出ていましたけれども、いろんな方策があるのかなという気はしておるのですけれども、それらの検討みたいなものは、今まではされたことがあるのでしょうか。

森河川振興課長

すみません。私河川の担当でございますので、河川のことしか分かりませんが、河川部局といたしましては、当該地域の河川事業としての対応ということについては、検討したことはございません。以上でございます。

庄野委員

土木のほうはどうですか。検討したことはないのでしょうか。

神野道路整備課長

道路のほうで雨水排水関係の対策という話だと思いますが、道路の冠水はやっぱり抜本的に解決ということになりますと、やはり道路だけではなかなかできないと。その周辺地域を含めた雨水排水の一体的な対策が必要だと認識しています。今かさ上げというお話もございましたけれど、かさ上げしてしまうと、逆に周りのお家に対して浸水を助長してしまうことも考えられる場合もございますので、やはり慎重にならざるを得ないと。そういう中で道路として即効性がある緊急的な対策でどんなことができるかということで、例えば、排水ますの蓋などを集水性の高い穴のすき間の多いやつですかね。そういうグレーチングタイプのようなものに替えるとか、道路側溝の流末水路を改善するとか、道路排水を良好にするための工夫等を行っておる事例はございます。以上です。

庄野委員

道路のかさ上げ等々についても、多分検討されたことはあるのだろうと思いますけれども、それをするといろんな影響も出ることは想像できます。しかしながら、毎年毎年、台

風とか出水のシーズンになると、周辺の方々は本当に通れなくなって悲しい思いをしております。喜右衛門開のほうは、私が行くと、今年2回目と言っていましたけれど、その時に、こんなに水が出るのだったら、こんな所に家を建てなかったのと言って、本当に残念がっていましたけれども。そういう所であっても、家はなかなかすぐに移転するなんていうことはできませんので、その方々は、やっぱりそこでずっと住まなければならないということで。できるだけそういう道路関係、排水関係そういうようなことで対策がとれていくのであれば、ぜひともいろんな知恵を働かせて、地域の方々ともよく話し合いながら改善をしていただけるようお願いをしておきたいと思います。これはこれで終わっておきたいと思います。

それと、あともう一点ですけれども、例えば、その工事の進捗状況とか、用地がまだ十分買っていないとか、そういうようなことで工期が遅れると、繰越しが多くなるということも、先ほど少し出ておりましたけれども、私も昨年の14カ月予算というのを、昨年、いや今年の2月か。こんな時に、大きく公共の予算を付けたとしても、それを実行していくための県の職員体制はちゃんと整っておるのですかという質問をしたことがございますけれども、今まで県の土木の職場もそうでありますけれども、3,000人体制にするのだということで、かなり部局の人数を絞ってきております。それで多少そういうことがありますし、また事務職と技術職の交流人事というようなものも多くやられておって、昔ほど、その事業量がぱっと来て、さあ工事やれと言っても、それをちゃんと事業実施していくためにいろんな手順がございますよね。それだけのことがきちんとできるのですかということもちょっと心配しておって。例えば、14カ月予算がきちんと順調に進んでいるのかどうか。また各部局において、用地とか実際に現場、昔の土木事務所、今の総合県民局などそういう所で執行状況がうまく予定どおりにいっているのかどうか。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいのと、あと、人数が減ってきて、それで業務執行しなければいけない、繰越ししなければいけなくなると、やっぱり無理をします。超過勤務の増ということにもつながりかねません。そういうことも配慮して執行されておるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

篠原用地対策課長

用地取得、円滑な用地取得ということについて、何度も何度も御質問でございますけれども、公共事業の効果的な成果、これを早期に図るという点で、その前段階となりますその用地取得がいかにスムーズに進められるかといったことが非常に大きな鍵となってまいります。さらには、14か月予算と申しながらも、やはり、財政状況が厳しい中で、そういった早期発現を図るためには選択と集中と申しますか、こういった観点によりまして、事業も進めなければいけないという状況にもございます。公共事業の用地取得に従事しておる用地職員につきましては、一時の公共がどんどんやられた時代から今現在では、約80名となっておりますけれども、そうした中で進行管理、私ども用地対策課が中心となりまして、緊急的、それから重点的に実施しなければいけない事業といったような区分をしながら、現場との調整もしながら進行管理をやっておりますほか、年間を通して数少ない

用地職員に対する研修も十分にやりながら、努めているというところでございます。

事業の中には、現場において非常に困難な状況を伴う事案もございます。そうした場合に、私どもも職員とともに訪問をして、現場を十分に見て、そして、その何が隘路で、何が問題なのかといったことも十分把握もして、それを分析して解決策を本庁、それから現場の用地共々、ともに推進をしているといった状況でございます。以上でございます。

安原県土整備政策課長

14か月予算及び繰越予算に係る、公共事業予算の執行状況でございますが、9月末段階におきまして、国直轄負担金を除きまして、467億円のうち237億円、50.7パーセントが執行されております。この執行額につきましては、昨年度平成24年度に比べまして、1.42倍ということで、事業につきましては、早期発言できますよう、適正に執行してまいりたいと考えております。それと人員配置につきましてもございますが、3,000人体制ということで、土木の所属の職員も年々減る傾向でございますが、これにつきましては、あらゆる業務について見直しを図って、効率的効果的に、少なくとも今まで以上に事業執行ができる体制に今後も努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

人員が少なくなってきたとしても、本当に一生懸命自分の業務をやらなければならないということで、使命感を持ってやられているということに敬意を表する次第でございますけれども、やはり人間というのも能力に限りがございますので、余り1人に集中したり、それから、無理な人員で物事に臨もうとすると、やっぱり病気になったり、また風通しが悪くなったり、そういうことも見受けられる可能性もございますので、ぜひ、そこら人員が本当に少なくても超過勤務が非常に増えているということがあるのであれば、やっぱり皆様方の責任として、そういう労働安全衛生といいますか、健康管理等々にも気を付けて、全体的に前へ向いて進んでいけるようお願いをしておきたいと思っております。やっぱり県民サービスというのは、県の職員さんが笑顔で元気で接して、直接接してお願いをしながら事業を遂行していくということだろうと思っておりますので、そこら気を付けてやっていただきたいと思っております。終わります。

達田委員

6月議会でもお尋ねをしてきたのですけれども、子供たちの通学の安全を守るという意味で、通学路の安全について、お尋ねをしたいと思っております。

6月の私の質問に対する御答弁では、県の現在、県が管理している道路が全部で2,230キロメートルあると。そのうち歩道の整備ができているのが449キロメートル、そして、このうち自転車及び歩行者道の整備度、できている所が386キロメートルというお答えでした。そして、今「いけるよ！徳島・行動計画」の中で、幅3メートル以上の歩道の整備を重点施策と位置づけているということで、「いけるよ！徳島・行動計画」を見ましても目標値というのが掲げられております。それで、この24年度末で、263.2キロメートルを

やりましたというのが出ているのですけれども、この「いけるよ！徳島・行動計画」を見ますと、平成26年度の目標が265キロメートルになっております。そうしますと、あと1.8メートルなのですよね。それでまた「いけるよ！徳島・行動計画」は、新たにまた出てくると思うのですけれども、もうこれで目標というのは終わりなのか、それとも新たにもっと目標が増えてきて、結局最終どこまで増やそうとされているのか。どこまで整備をしようとしているのか、その点、両方お尋ねいたします。

神野道路整備課長

自歩道の整備の現状と今後どのように進めていくのかというお話でございます。大体、特定交通安全施設、自歩道を整備しておりますのは、大体5か年計画で進んでおるわけなのですけれども、これで今回で終わりというわけではなしに、当然、またこれが済みましたら、また新しい計画作りを作ってやっていくと。それで、最終どこまでという数字というのは、現在のところまだ出ておりません。

達田委員

この前、6月にもお尋ねをしたのですけれども、徳島県の道路は非常に長いのですよね。たくさんございます。ただ、その中で、この歩道と自転車道、全部整備しないといけないという状況ではないのですよね。山奥にもありますし、そういう所は必要ないと。ですから、そういう所を除いて、整備をしないといけない所がどれぐらいかというのは、大体分かってくるんじゃないかと思うのです。ですから、整備しなければいけない総延長がどれぐらいで、そして、県が次の目標はどこまで立てるのかというのは、自ずと出てくるんじゃないのでしょうか。

神野道路整備課長

確かに、おっしゃいますように、道路の整備の仕方としまして、例えば、中山間では1.5車線整備と、全幅は5メートル程度の幅員で整備して、もちろん歩道もないと。それから例えば、もっと狭い道を2車線にするというようなことがあっても、歩道は整備しないという形でありますので、すべてをもちろん2車線にしようというわけではございません。ただ、トータルのパイとして、今、県下全体で全部で2,200キロメートルほどございます。その中で、将来的なものも含めて整備する可能性のある歩道がどれだけあるかという話であろうかと思うのですけれども。その数字というのは、申し訳ございません。ちょっと出しておりません。

達田委員

子供たちの安全を守ることが本当に大事だということで。京都の事故ですとか全国でもいろんな事故がございました。徳島県でも残念ながら、死亡事故になってしまうということがありましたので、子供たちが通学をしている道路は、せめて整備をしてもらいたいというのが、県民の皆さんの多くの願いだと思うのです。ですから、その中で学校の近く、

通学路になっている所を整備してくださいという声がたくさんあると思うのですが。この度、新聞にも報道されておりましたが、実は、私の孫が宝田小学校へ行っておりました、これをもらってきたのです。安心マップ。通学路の危ない所がチェックされているのです。それで、事故があった所、今、人と車が事故した所、バイクと車が事故した所、そして危ないですから整備してくださいという要望が出ている所ですね。これは警察ですか教育委員会にお聞きをして、入れてくれているわけなのですよ。これを見ますと、こんなにたくさんあるのかと。この中に県道もたくさんありますよ。整備しないとイケない所がね。この地図を見ますと、本当に性根入れて、力入れて、ここはもう重点的にお金を投入していかないと、命は守れないなと思うのです。ですから、この地図は阿南市内だけなのですけども、これはゼンリンが、御厚意で配ってくれているので、無料で配布されたのですけれども、これを全県に配布してくださいなんて言っても大変なお金もかかると思いますが、一部の地域に小松島、吉野川両市、東三好町でも配布をされているということなのですね。徳島市は残念ながらまだですね。整備しなければならない所がもっとももっとたくさんあるかと思いますが、これ、まだ配られていないということで、幸い阿南市は、ういうのが配布されまして、子供たちもこれに非常に興味を持って、ここ危ないなとかね、県道以外の所も細い道を通っていますので、チェックしましょうということで、学校でチェックをしているということなんです。子供たちが気を付けて通らなければいけないというのは、もちろんなのですけども、幾ら気を付けてもやっぱり車がどっと来るかも分からない所がありますので、そういう所は、やっぱりちゃんと整備をしていただきたいと思うのですけれども。交通安全という目標を持って道路を整備するこういった予算というのは、この過去5年間ぐらいで結構ですけども、どうなっているのでしょうか。増えていますか。減っていますか。

神野道路整備課長

交通安全予算の推移というお話でございます。実は、今、手元に持っておるものは、昨年度と今年度の資料なのですが、交通安全と言ってもいろいろな内容がございます。例えば交差点の改良でございますとか、委員おっしゃる自歩道の整備、それから照明灯といったことですか、安全施設を作るとかいろいろございますが、そこら辺を合わせまして、昨年度がおよそ9億4,000万円、今年度当初が8億2,000万円でございます。実は、さらに昨年度、補正をいただいていますので、その補正も合わせた14か月予算という言い方をしていますが、それを合わせますと今年度は約11億円といった状況でございます。

達田委員

予算としては、そんなに変わらない。まあ付いていますよということなのですよ。ぜひ頑張ってくださいなと思うのですが、その予算でたくさん出ている要望をかなえていくために十分と言えるのでしょうか。

神野道路整備課長

十分かどうかというお話に、まっすぐお答えできるかどうかという御質問なのですが、関連して、昨年度の京都の亀岡でしたか、あそこの事故を受けて、全国で一斉の通学路の緊急点検ということでやって、要対策箇所というのがたくさん出てきております。その中で、例えば、県管理道路につきましては、172か所という要望箇所がいろんな要対策箇所として挙がっておりまして、これが今年の3月末までで、およそ107か所が対策済みということになっておりました。これが半年過ぎまして9月20日、9月末でもよろしいかと思うのですが、現在の対策としては、131か所までできております。できれば、今年度中に約9割ぐらいまで上げたいなと思っておるところでございます。委員がおっしゃるように非常に通学路、お子様方を守るために大切な設備だと思いますので、力を入れてやっていきたいと思っております。

達田委員

172か所の要望が出てきて、鋭意取り組んでいただいて、131か所まで進めてきたということなのです。例えば、この交差点を広げてくださいと言ったのだけれども、結局広げることができなくて、危ないのは危ないから安全の棒を立てて子供が落ちないようにしようとか、そういう工夫をしましたとか。あるいは線を引きましたとか。元々の要望どおりにちゃんとできなかったのだけれど、何か他の対応をして対策はできましたというののもこの中に入っているのでしょうか。

神野道路整備課長

いろんなケースがございます。対策といたしましては、歩道の設置でございますとか、路肩の改良拡幅、さらにはガードレール安全施設の設置、舗装等もございます。ここで集約しておりますのは、やはり現場で学校の関係者の方、警察、それから道路管理者、さらにはPTAといった方々が全部寄って集まって協議をされた結果、ここはこれでいきましょうということで、アウトプットとして、こういう決着を見たもので挙がってきておりますので、途中段階でどんな要望があったというのまでは、実は把握しておりません。

達田委員

今までのいろんな御意見の中でも御答弁がありましたように、広げてくださいという要望に対しては、用地ができないことにはなかなか進まないというのもありますよね。ですから難しい面はあると思うのですが、子供の安全を考えるならば、やっぱりその通学路に何か対策を立てない限り、この地図を見てこんなにたくさん要望がある。この危ない所を解消していこうということであれば、何か本当に今までどおりではない、対策を立てない限り解決ができないのではないかと思うのですよね。例えば、小学校とかを抜きにしまして、県立高校の近くで言いますと、阿南市だけでも富岡東高校、その近くに富岡小学校もあるのですが、この学校の周囲だけで11か所の危ない所が挙げられているのですよね。ですから県下で言ったらものすごくたくさんあると思うのですが、この危ない箇所で要望が出ている所を県はどのような状況かというのはすべてもう把握をされているわけですか。

よね。

神野道路整備課長

委員おっしゃる、マップの危ない箇所という情報と私の持っている通学路の緊急点検というのが全く一緒なのかが分からないので、何とも言えないのですが、総数で言いますと、その緊急歩道点検の結果、対策を必要とする箇所は、全部で894か所出ております。その中には、その道路管理者がするもの以外に、例えば、教育委員会が実施する通学路の変更でありますとか、ボランティア等による立ち番、それから警察が実施する信号機や横断歩道の新設増設、こういったものも全部含まれておりますので、その中で道路管理者がするものがいくらか。さらにその中で、県の道路の関係が、先ほど言いました172か所。こういう状況でございます。

達田委員

私が言っております範囲でも、やっぱり広げてもらいたいけれど、ちょっと広がらないから仕方がないという所も幾つかあるのですよね。基本的なことをお尋ねをしますが、こういう道路があるとします。これが県道、市町村道、県道と市町村道とあります。この市町村道が狭いので、この赤い部分を広げたいという場合に、この赤い部分というのはどこが買収してどこが工事をするのでしょうか。

神野道路整備課長

県道に市町村道が交差しておって、市町村のほうで後で広げられるという話ですよ。となると、一義的には市のほうで事業化されるということで、市のほうで用地を買われて広げられるということになると思います。あとの管理区分がどうなるかというのは、また県と市町村のお話し合いになるかと思うのですけれど。

達田委員

こういうふうに県道があって市町村道があります。ここの交差点を広げたら安全度が高まりますという時に、幾つか県道にも接していますよね。だけれども買収するのは市町村がお金を出して買収して買っていただいて、工事も市町村がしますと。できたら管理は県がしてあげる。そういうことですか。

神野道路整備課長

先ほど言いましたように、県道に対して市町村道が接しておると、それで市町村道側で確保されるということで、事業主体が市町村がされるということであれば、用地も当然市町村がされるということだと思います。これ、例えば、逆に国道に接して県道がタッチする場合にも県道が確保するのであれば、県道がするということだと思います。要するに広げたい主体側が、後から来た側が事業をするのが一般的ではないかと。

達田委員

広げてもらいたいと言って、県に先に陳情に行ったらどうなりますか。

神野道路整備課長

一概にどこまで言っていていいか分からないのですが、今の図面を見せていただく限りでは、やはり市町村道を広げると。それで、その交差点の部分をどうするかという話になりますが、一義的には市町村が事業されるべきではなかろうかと思えます。それは言えば役割分担の世界かなと思えますが。

達田委員

そうなのです。これが国道だったとしてもそうなのですよね、国道であったとしても。結局、市町村がお金を出して買収をして、工事もします。そして、ここに接していたとしてもお金出すのは、市町村がしないといけないということなのですよね。本当にこういう所はたくさんあるのじゃないかと思うのですけれども、ここ何メートルかは、県がちょっとお手伝いしましょうというのが必要じゃないかと思うのです。そう思いませんか。用地の関係でなかなかお話が進まないという所がございますので、やっぱりその点、ぜひ考えていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

神野道路整備課長

逆に、市町村道が1本ぽつと抜けておつたと、そこに横切るような形で県道のバイパスが新たに入ってきたという場合であれば、例え市町村のエリアであっても、県が用地買収をして事業する場合もあるのですけれども、それはやはり、事業主体がやるというのが基本かなという。

達田委員

それがお話がなかなか進まないその元になっているわけなのです。なかなか危ない所が解消できないというのは、用地の問題がものすごくあると思えます。地権者の皆さんは、子供たちの安全のためだったら、やっぱり譲ってあげたいのです。何とかしてあげたいという気持ちはあるのです。だけれども、市町村全部同じかどうか分かりませんが、もう寄附のような、ただ同然の買収価格なのですよね。だから、それでなかなか進まない。特に市街地だったらなおさらでしょう。本当だったら高いのに、大事な土地が、ただ同然というようなことになると、なかなか進まないということがございます。ですから、そこも1つ見直していかないといけないのではないかと。それが1つございますので、ぜひやっぱりこういう検討もしていただきたいと思えます。今すぐ御返事できないかと思えますので、検討してください。よろしくお願いたします。

それで、もう一つがこういう用地も全然ないと。用地はないのだけれども、横に用水が通っている場合があるのですよね。その用水に蓋をさせていただいたら、歩く道もちょっと広がるし、自転車も通りやすくなるのじゃないかという所もありますよね。そういう所

を整備するのに、やっぱり用水関係者の方の同意が要りますので、これも非常に難しいところがあるのですよね。お願いに行っても気持ちは分かります。孫が行っていますからね。広げさせてあげたいけれども、では後々、この用水の管理どうするのだというのがあって、なかなか蓋ができないという所もたくさんあると思います。そういう場合に、県として、県もそういう所をたくさん当たられたことがあるかと思うのですけれども、今後どのようにしていけばいいとお考えでしょうか。

神野道路整備課長

お答えいたします。水路に蓋かけすることによって、歩道の整備を進めるという方法があるのじゃないかという御質問でございます。先ほどから言っておりますような歩道の設置とか、その中でも、歩行空間を確保する計画の中で新たに用地取得するというのではなくて、道路と並行する水路がある場合に、水路に蓋かけをして幅員を確保しようというような計画をされる場合も当然あるかと思っております。

その前にやはり問題になってくるのは、水路管理者との調整でございます。これまでも本県におきましても道路管理者と水路関係者において協議の上、歩行区間の確保に努めてきた所もでございます。ただその時に、やはり問題になっておるのが、まずは整備費用の分担、それから水路の底地の財産の扱い、それから完成後の施設の維持管理など、様々な調整が必要になるということで 時間を要しておる場合がございます。そういう状況でございます。

達田委員

日本全国各地で、子供の事故がありまして以来、このままではいけない、やっぱりなんとか整備をしないといけないということで、いろんな対策がとられてきました。そして、国土交通省からも、水路の蓋かけに御協力くださいという内容のそういう文書が届いたというわけですよね。歩行空間確保の推進についてということで、平成25年6月14日の事務連絡として、各都府県政令市なんかには交通安全担当課長様宛てに来ております。これは、徳島県にもおそらく来ておると思うのですけれども。こういうことをやっぱり全県の水道関係者の方、また自治体の方、御理解、御協力いただけるようにということで取り組んでおられるのじゃないかと思うのですけれども。この成果はどうでしょうか。

神野道路整備課長

委員おっしゃるように、平成25年6月に国土交通省と農林水産省が連携して水路の蓋かけなどを行った全国事例というのがまとめられまして、そういったことで水路を効率的、効果的に活用するよということ、事務連絡がなされております。我々もいたしましても、その連絡を受けまして、各庁舎でありますとか各市町村に対しまして、こういうのが出ているからということで、事例紹介というような形で出させていただいております。

その中で、やはりどういう創意工夫をしたかという事例でいろいろいただいておりますけれども、特に、蓋かけ後の維持管理費が大きくなるのではないかと、維持管理費の負担

が増すのではないかという心配を一番されるというところがあるという中で、我々としては、整備する時に、例えば、普通そのまま水路がある所にそのままコンクリートの蓋をかけてしまうというのではない場合が多いのです。やはり加重がかかったりしますので、おもから水路を直して、その上に蓋をかけるというような形が多くございます。その際に、後々の管理がしやすいように、水路の内空断面、高さの確保をできるだけするとか、もし可能であれば、水路の勾配、これは、とれるかどうか場所にもよると思うのですが、勾配をかけて泥なんかをたまりにくくする、それで、さらには何メートル間隔かで上のほうに大きなグレーチングの蓋を置いて、それで維持管理がしやすいそういったような形で整備に当たって、ハード的にお手伝いをするというような形で工夫をさせていただいておると。こういった事例が、国からいただいております事例にも多いし、我々がしております事例もそういう事例が多くございます。以上です。

達田委員

お聞きしたかったのは、これがこういう趣旨で来ていますよというのが各市町村なりに渡って、そして水路関係者の方もそれを御理解していただいておりますかなという、そういう状況も知りたいのですが。

神野道路整備課長

先ほども申しましたように、各市町村等には周知はしております。ただ、それが水路関係者の方にそれぞれ全部行っておるかということのところまでは、ちょっと具体には把握しておりません。

寺井委員長

達田委員、実は私、改良区の長もしています。委員のおっしゃることはよく分かるのだけれど、その周辺の土地の水路の管理をしなくてはいけないから簡単にはいきませんよ。

達田委員

そうです。それをお聞きしているのです。

寺井委員長

その通知は来ていませんよ。

達田委員

通知は来てないのですか。

寺井委員長

来ていないですよ。

達田委員

責任者の方が通知は来ていないとおっしゃっていますので、ちゃんと通知は通知としていくようにぜひお願いしたいのです。それで今、委員長おっしゃたように、やっぱり管理なのですよね。皆さん地域の子供たちが行くのだから、安全度が高まるのだったらしてあげたいと、その気持ちは山々なんだと。だから、だれがこれを一体管理をするんだ、だれが掃除するんだ、こんな蓋をかけられたら、今でも高齢化して、この土上げ場へ上げるのも大変なのに、こんなにされたら管理ができないという御意見が水路関係者の本当に切実な声なんですよ。してあげたいけれどしてあげられないというね。ですから、私は、後々その維持管理、お掃除とかをどうやってしていくかという方法を工夫して地元の方だけに任せてやっていっていいものかと思うわけなのです。

この文章を見てみますと、水路管理者の意向を反映しましょうということが、ございます。蓋かけを検討する際には、従前の水路機能の確保とか蓋かけ後の水路の維持管理等の観点に留意をして、土地改良区等の水路管理者の意向を十分に反映することが大事ですよと書かれております。まさに委員長おっしゃるとおり、それから地域ぐるみの維持管理が言われております。蓋かけ後の水路は、水路としての機能と歩行空間としての機能とを併せ持つものとなるために、日常の管理に住民の積極的な参画を促す。だから、水路関係者のほうだけに掃除してくださいよという、こんなことではいけないということですよ。ですから、地域ぐるみで手入れが行われるような体制づくりが大事なんですということですよ。ですから、皆さん町内会なり何なり、やっぱりみんなで協力して掃除ができる。

それから、もう一つは、ここには書かれていないのですけれども、やっぱり大きな蓋がかかりますと、中へ潜ってあんなことはとても大変なのですよね。ですから、県がお持ちの機器がありましたら、バキュームなり、押し出しとか、そういう機械があると思いますので、そういうものでお手伝いしていただいて、どーっとお掃除が楽なようにしていただくという、県としての参画も必要じゃないかと思うのです。ですからそういういろんな意味での約束が取り付けられない限り、ただ蓋をさせてほしいというだけでは、絶対できていかないと思うのです。ですからその点、県として今後どのように取り組んでいかれるでしょうか。

神野道路整備課長

委員がおっしゃいましたように、確かに維持管理に関して、その地域の方々を巻き込むのですよね。インボルブした参画というようなことも文章では書いていただいています。ただ、我々が考えるのは、まず一義的に用水の性格というのですかね、それが純粹に土地改良区の持ち物である、全く農業用水オンリーでいっていた物に蓋をかけるものなのか、さらには用水と地域の排水を兼用しておる物なのか、さらには、場所によっては道路側溝を兼用しておるような用水路もございます。そこら辺、全く性格づけが個々具体的に違いますので、一般化していくのは、なかなか難しいかなと。

土地改良区の負担が増すから、なかなかできないという話はおっしゃるとおりですし、土地改良区の方も御高齢化しておって、なかなか手が集まらないという話になります。

地域の方の手が集まらないということから言うと、地域住民の方を巻き込んでも、多分この状況というのは、やはり同じというか、これまで以上に厳しい状況があるのかなど。ただ、その中で道路管理者が蓋をかけたから、維持管理に直ちに参画していくということを一一般化していくかどうかについては、まだそこまで踏み込めるような状況ではないのかなど。そこら辺は、やはり道路管理者、それから地域の住民、用水の管理者、まさに、その場その場で、先ほど言いました個々の性格づけなんかも話をされた上で、それで、後々このようにやっていこうということで、みんなで合意されて、それをきちっと履行していく。その合意形成が一番大事なのかなと考えます。以上です。

達田委員

本当にどういう関係者の方がいるのかというのをちゃんと把握をして、その方たちの合意をとっていくという、そういう過程が非常に大事だと思います。ですから、その過程をきちんと踏んだ上で、用水の管理をする責任者の方たちが、これならと言っていたけるような方策を出していくことが非常に今大事だと思うのですよ。ですから、それ無しに、ただここは危ないから広げてくださいというのでは解決できない。その点では、やっぱりこの委員長の御指導を仰ぐということが非常に大事だと思いますので、ぜひそういう点で委員長よろしく願いいたします。

寺井委員長

達田委員、私も答弁させてもらいますけれど、協力と簡単におっしゃるけれど、今、神野道路整備課長が言われたように、用水なのか排水路なのかという部分もあるし、それをすべて蓋をしろと言うと、それはなかなか難しい。例えば、ある地域によれば、蓋をするだけでも改良区に対して負担金が要ということですよ。だから、そんなに簡単には、あなたがおっしゃるようにはいかない。すべての道路が、通学路かどうか分かりませんが、それだったら最初から道路を広げておけばいいのですよ。だから、特に用排水を含めて改良区が管理をしている所なんかは、蓋をするというのは、後の作業が非常に大変なので言われるように簡単にはいかない。すべてが協力できる体制でもないということです。

達田委員

委員長がお答えしていただいたのですが、実際にできている所も、あるわけなのですよね。用水が流れておるような所で道路を広げると言っても、両側に家が建っていて広げようがないと。道路を広げるためには、蓋をしないと仕方がないということで蓋をしている所もごさいます。実際、そういう所は、やっぱり用水関係者の方々が、後々どうするのだということで、こんなに長いことかけられたら維持管理が大変じゃないかということで、いろいろと検討されて。そしてやっぱりお掃除の時には関係者の方が出てきて、県も出てきていただいたらと促していただくという。そういう作業も一緒にやっていただいているのですよ。

ですから、それがあ地域ではできる、ある地域ではできないということでは、徳島県

全体の通学路の整備ということにつながっていきませんので、やっぱりある一定のシステムというのを県として考えておかないと、全体が良くなっていかないと思うのです。例えば、ここの道だけ良くしてくださいなんて言うので解決する問題とは違いますので、やっぱり用水路蓋をするにはどうするのか、それから交差点を広げるためにはどうするのかというようなことを、ぜひ県として検討していただいて、通学路の安全度が高まるような方策というのを、ぜひ目標値として距離だけ出すのではなくて、具体策を出していただきたい。それをやっぱり掲げていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

神野道路整備課長

先ほどお話をさせていただきましたように、やはりケースバイケースということで、なかなか一般化はできないということで、目標として掲げるのは難しいのかなと。ただ、言いましたように、国からも文書もございますように、関係機関がみんな集まって、良い答えが見つかるように、それぞれが努力するというところで、前向きに事が進むように事業を進めていけたらいいかと、その思いでございます。

達田委員

それこそ前向きにこの事業が進んでいって、徳島県の通学路安全と安全度が高まったと言えるように、ぜひお願いしたいと思うのです。その地域の関係者の方、1人や2人ではないですから。いろんな方がおいでて、いろんな考えの方が居るのですから、今日言って明日決まるなんていうそんなものじゃありません。もう御理解いただくためには本当に時間がかかる大変な作業ではありますが、やっぱりそれで地域の皆さんが知恵を出し合って子供の安全を守っていくという1点で、力を発揮していくと。それが大事なのではないかと思うのです。難しいからできないではなくて、この難しさをどう乗り越えていくのかというのを、ぜひお考えいただいて、それがまた行政としての値打ちにつながってくると思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

次なのですけれども、1つだけ1点だけお尋ねをいたします。この「とくしまー0(ゼロ)作戦」の中で、土砂災害対策の促進というところで、深層崩壊対策の推進というのが今回初めて新たな新規事業として出てまいりました。これ、平成24年から推進ということになっているのですが、この事業の内容を教えてくださいませんか。

大和砂防防災課長

とくしまー0(ゼロ)作戦の地震行動計画で深層崩壊対策のハードソフト具体的な内容ということでございます。豪雨や地震で発生いたします深層崩壊は、その発生頻度は少ないものの、規模が大きいために一度発生すると、人家、人命、公共施設等に対する被害は甚大で、さらに天然ダムが形成されると下流や上流の広い範囲にわたって、被害が拡大する危険性がございます。昨年9月に国土交通省から深層崩壊に対して、深層崩壊跡地密度マップと深層崩壊溪流レベル評価マップの2つの資料が公開され、国民の関心が高まったところでございます。

この資料によりますと、本県では崩壊跡地が特に多い地域である全国17県の1つでございまして、崩壊事例は全国で5番目に多い。また、調査対象範囲が県土の4割を占めるなど、深層崩壊の発生危険性の高い地域とされております。このため、被害低減に資する砂防施設や地すべり防止施設の整備を進めるとともに、防災講座やパネル展等による周知啓発、危険度に応じた警戒避難態勢の整備といったハード、ソフトの両面から取り組んでまいりたいと考えております。また、深層崩壊の発生メカニズムの解明や、発生予測手法が確立されていないことから、国に対しまして調査研究の迅速な促進と、ハード、ソフト両面からの有効な対策手法の検討につきまして、この2月に緊急提言を行ったところでございます。

今後は、四国地方整備局の四国山地砂防事務所におきまして、祖谷川上流域でモデル地区を選定いたしまして、危険度の高い溪流における危険な斜面の抽出、崩壊規模の推定など、また地域住民参加による避難所、避難路の選定、シミュレーションによる天然ダム規模や浸水氾濫被害の想定など、検討が進められることとなっておりますので、国と連携して深層崩壊対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

寺井委員長

達田委員，時間があと少しです。

達田委員

これまで土砂災害対策の促進ということで、幾つか事業に取り組んでこられていると思うのですが、これまでやってきたことと、今度新しく出ている事業と、決定的に違うよと、新しいよというのはどこでしょうか。

大和砂防防災課長

決定的に違うというよりも、今までの延長線上で同じハード面といたしましては、砂防とか、急傾斜の施設を作っていくと。深層崩壊箇所に関しては、先ほど御説明しましたように、メカニズムとかそういうのが分かっておりませんので、上流部でそういう大きな崩壊が起こって、土石流などで下流にどんどん流れてきた時に、今までの砂防ダムなんかを何基も作っておりますと。それで低減できるということで、今までのある意味、延長線上になっているということでございます。

達田委員

地震津波も怖いですが、土砂災害というのは非常に怖い災害ですよね。丹生谷地域でもたくさんそういう土砂災害と、また深層崩壊と思われる災害が発生して、人命も失われるというようなことがございました。それで、徳島県として深層崩壊対策の推進ということで掲げておられますので、やっぱりなぜこういうことが起きるのだろうかという、そういう研究も含めてこれから取り組んでいくことが求められるのではないかと思います。なかなかそのメカニズムが分からないということなのですが、NHKの報道番組なん

かを見ておりますと、やっぱり何かの兆候で、あらかじめ予測ができるというような、そういう番組も見たりしたのですけれども、そのためには、やっぱりかなり人手が要るようですね。ですから、そういう所に人を配置して、安全を高めていくために、あらかじめそういう危ない山を見つけていくということも大事なことはないかと思うのですけれども、これまでの取組でもそういうことをされてきたと思うのです。それ以上に、人を配置して発見につなげていくというようなことをしていくのか、それとも人の配置はそのままということなのか、その点をお尋ねいたします。

大和砂防防災課長

人の配置ということでございますけれども、現在も砂防の指定地とか、施設に関してはパトロールや、職員が現場へ行った時にも施設の点検などもやっております。まず、この深層崩壊箇所を探し出して、前兆を見つけるというのは、ものすごく難しいことございまして、特に起きる箇所といいますのが、徳島県下の人家が少ないというか、人家が無い山岳部に多いということで。それと、地すべりの場合は、ゆっくり滑ってくるので、道路とか建物に変状が出て、ある程度対策ができるのですけれども、深層崩壊は、その地すべりがすっとすべって、瞬時に崩壊が起こるというような特質がございますので、見つけた時にはもうちょっと遅いというのですか、変状が出てから崩壊するまでの時間が短か過ぎるということで、なかなかそれを発見して対策までするというのは、現時点では難しいと考えております。

寺井委員長

達田委員、まとめてください。

達田委員

はい。発見するまでは難しいということなのですが、この辺は、危ないかも知れないというのは分かるわけですね。危ないかもしれない。つまり、雨が降った時に、いち早く避難をして危なくないようにしましょうという、そういう対策をされるのではないのですか。もし、大雨が降った時に、土砂崩れになるか深層崩壊になるかは分かりませんが、やっぱり人に被害が及ばないように、いち早く呼びかけて、そして安全に避難していただくという、そのために対策を立てるのかなと私は思うのですけれども。ぜひ時間がないとおっしゃっていますので、そういうやっぱり対策を人も大事だと思いますので、強めていただいて、地元をよく知った方が見回りできるような対策を、いつも講じていただけたらと思いますので、ぜひよろしく願いをして終わりたいと思います。

寺井委員長

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関連の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関連の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第11号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付しております請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

徳島県南部健康運動公園につきましては、これまで野球場、多目的広場、テニスコート8面等の施設を順次、供用するとともに、引き続き、南海トラフ巨大地震等に備えた、防災拠点としての機能強化を図っているところであります。

陸上競技場につきましては、その整備手法について、十分検討するとともに、地元阿南市やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第21号「県管理河川「岡川」の改良・改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

岡川は昭和46年度から阿南市道文化橋から上流約3.4キロメートル間の河川改修に着手しております。清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西方橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上支障となっている場合には伐木や浚渫等の対応を行ってきたところであります。

岡川は改修延長が長いことから、早期に改修効果を発揮させるため、文化橋から国道55号清水橋までの約1キロメートル区間を重点区間として集中的に整備を進めているところであります。

清水橋上流部の改良・改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き「多自然川づくり」を基本として整備を進めることとしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第23号「卯辰トンネル(仮称)建設の早期実現について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

主要地方道徳島北灘線、県道41号、大麻町桧から北灘町折野間につきましては、北灘町折野で改良事業を進めており、今後とも早期完成を目指し、整備促進に努めてまいります。

また、卯辰トンネル(仮称)につきましては、残る未改良区間の整備状況や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第27号「一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道(通学路)の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

県道大京原今津浦和田津線の阿南市那賀川町江野島から小松島市坂野町の間につきましては、一般国道55号と並行し、地域の方々の生活道路としての役割を担っています。

今般、陸上自衛隊徳島駐屯地が、那賀川町小延地区において、平成24年3月に開設されたところであり、当該路線の自歩道の設置につきましては、今後の道路交通量の動向や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

それでは、これをもって請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第2号、請願第21号、請願第23号、請願第27号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申出いたしたいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

(異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(15時12分)